

令和5年2月15日

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに

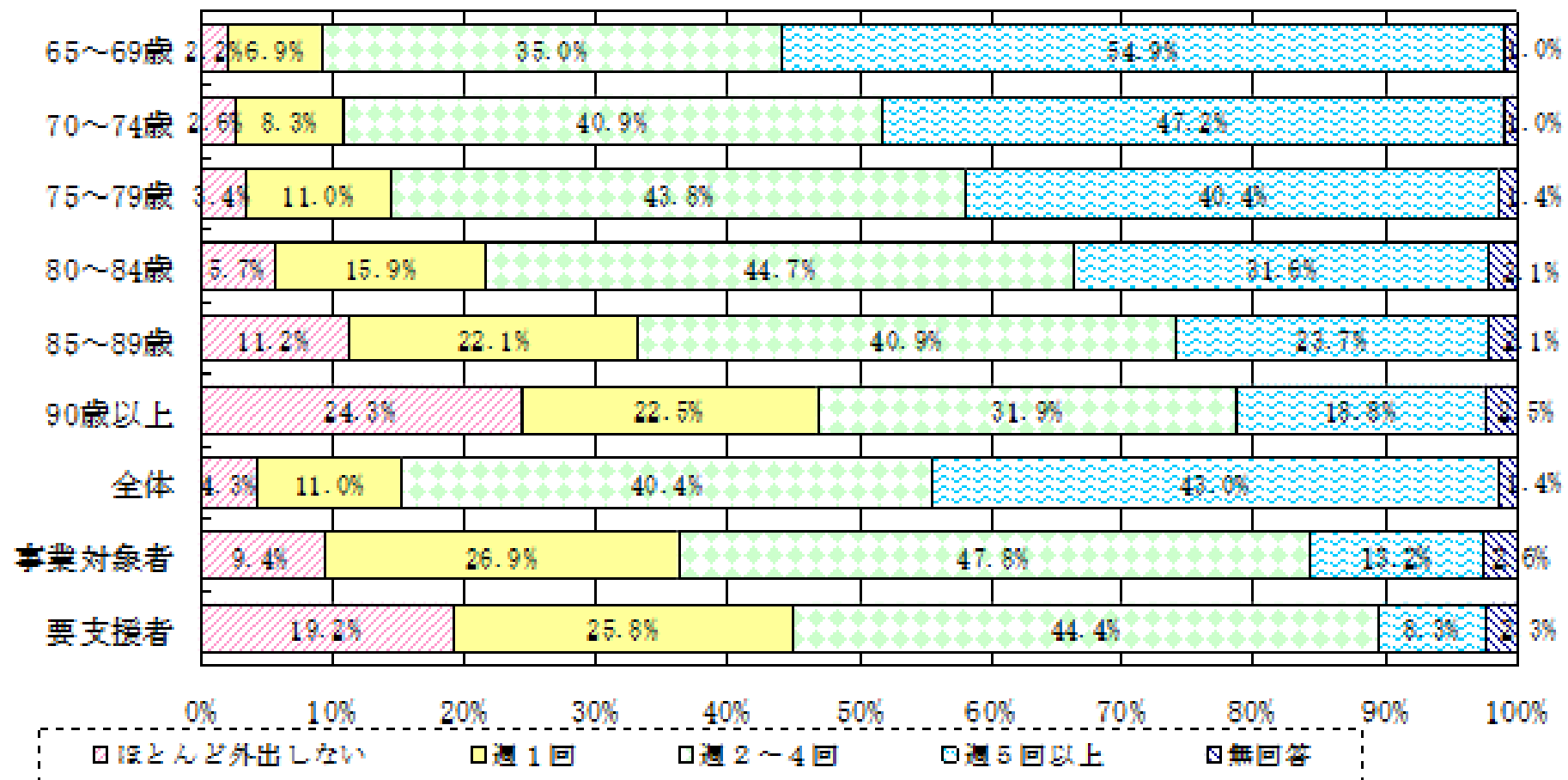
令和4年度 移動サービス事例報告会 行政説明



静岡県 健康福祉部 福祉長寿政策課

移動支援

高齢に伴う身体機能の低下に加え、中山間地におけるバス路線の廃止や、運転免許を返納する高齢者の増加などにより、近年は高齢者の移動支援に対するニーズが高まっている。



・ 高齢者の外出の頻度は、年齢が高くなるほど減少する傾向にある

出典：静岡県「高齢者の生活と意識に関する調査」(2019年度)

参考：第9次静岡県長寿社会保健福祉計画

【現状と課題】

- 県では、市町と連携し、住民主体の移動サービスの充実に取り組んでおり、2020（令和2）年現在、**道路運送法における許可または登録が不要な移動サービスが21市町**で行われています。
- しかしながら、住民主体の移動サービスは、道路運送法等をはじめ、**関連する各種制度の理解が必要ですが、制度が複雑**なため、更なる理解の促進が必要です。
- また、高齢になっても働き続ける人が増えていることなどから、**担い手となる運転ボランティアの確保が課題**となっています。

【施策の方向性】 住民主体の移動サービスの充実

- 市町における住民の移動支援ニーズの把握やニーズとサービスのマッチングを促進するとともに、単独ではサービス創出が困難な**市町に対しては、伴走型支援**を行います。
- 住民に対し移動支援の意識醸成を図るとともに、**市町における運転ボランティア等の担い手育成を支援**します。

数値目標	現状値(2019年度)	目標値(2023年度)
住民主体の移動支援を実施している市町数	21市町	全市町

具体的な取組① 取組状況の把握

1 県独自調査

例年4月頃に、各市町の住民主体の移動支援の実施状況、団体情報等について調査し、市町にフィードバックしている。

公共交通・外出支援における県内市町の取組状況一覧(福祉長寿政策課所管分)

基準日:令和4年4月1日

市町名	実施主体①	①からの委託有無	委託先	開始年月日	事前会員登録要否	会員登録条件	会費	利用対象者	運行内容	運行地域	運行形態	運転手	移動元	移動先	利用料金	車両()内は所有者等の情報	運行頻度
■■■■	■■■■町	○	社会福祉協議会	2022.4.1	○	■■■■町内在住で運転免許を持っていないまたは返納している者・公共交通機関の利用が困難で介護を必要としない方	無	申込後の調査で利用が決定した者	①買い物②サロンや認知症カフェの送迎	■■■■町内	①個別送迎 ②乗り合い送迎	運転ボランティア	自宅	①スーパー等 ②サロン・認知症カフェ	今年度は無料	社会福祉協議会所有車両 もしくはボランティア個人所有の車	依頼に基づ
■■■■	■■■■町	×	-	2021/4/1	×	-	無料	要支援者、総合事業対象者のうち、公共交通機関の利用が困難な方 ①■■■■地区 ②町内全域	買物、通院等のための外出支援	①町内 ②町内及び■■■■市の一部	①個別 ②乗合	ボランティア	自宅	スーパー、病院等	①500円 ②500～1,000円	①町有車 ②ボランティアが所有する車両	①火曜日 ②平日(週1回を上限)
■■■■	■■■■自治会	×	-	2022/3/1	○	自治会員でかつ会費納入された65歳以上もしくは軽度の障害者(自立歩行可能)	自治会費納入であることとする	事前に会員登録した者	買物を含めた移動支援、通院補助を含めた通院移動支援	■■■■市街地エリア	-	サポーター会員	自宅、自治会館	スーパー、病院	30分以内 300円、30分から1時間 500円、1時間超500円 +30分ごとに500円追加	サポーター会員の所有車両、自治会所有車両	依頼に基づ

2 市町ヒアリング

例年6月頃に実施する市町ヒアリングにおいて、移動サービスの創出・運営継続に関する課題等の聞き取りや、他市町の取組の情報提供を行っている。

市町の取組状況

(令和4年4月 福祉長寿政策課調査)

◎ 道路運送法における許可は又は登録が必要な外出支援の取組

区分	デマンド運行 (バス・タクシー)	交通空白地有償運送		福祉有償運送	
		市町主体	NPO等主体	市町主体	NPO等主体
市町数	20	11	3	2	22
団体数	74	35	8	3	51

◎ 道路運送法における許可は又は登録が不要な外出支援の取組

ボランティア等による外出支援	
	うち、総合事業 訪問型サービスD
26市町	5市町

市町の取組状況

(令和4年4月 福祉長寿政策課調査)

◎ 道路運送法における許可は又は登録が不要な外出支援の取組 (実施団体の内訳)

区分	市町	社協	自治会	社会福祉 法人	NPO	総合事業 サービスD
市町数	7	9	13	6	3	5
団体数	11	25	25	10	4	5

具体的な取組② 移動サービス創出に係る普及事例集

令和2年3月、県では県内各地で移動サービスが創出されるよう、移動サービス創出プロセスや、県内外の先進事例、関連制度等をまとめた事例集を発行し県ホームページで公開

各地の取組事例紹介

①住民等がインフォーマルに運行して外出支援している事例

高齢者福祉交通システム「バサディナ号」/ バサディナ区自治会(静岡県函南町)

概要

高齢化が進む地域で長年の課題であった外出の足を確保するため、自治会が解決に乗り出した事例です。自治会事業のなかに福祉交通事業を位置づけ、しっかりした運行システムを構築しています。法人格を取得して自治会が車両をリース、ボランティアが運転しています。行政が地域交通を整備する際には、そこにつなげるという未来構想も持っています。

経緯

函南町バサディナ区は昭和48年ごろ別荘地を兼ねた常住分譲地として開発されました。平成31年の人口は1,061人、497世帯のうち73歳以上は264人です。区内は高低差のある地形であり、高齢者の外出支援が自治会の課題として挙がっていました。

自治会の総会で、平成30年度の事業計画として「高齢者交通手段確保」を具体的に推進することを決定しました。同年6月アンケート調査を実施、263名から回答を得ました。その結果を回覧するとともに中古車購入の提案をしたところ、自治会役員や住民等からさまざまな意見や要望が出ました。

平成31年2月、町関係部門が静岡運輸支局を訪問し、バサディナ区で検討中の運行方法が道路運送法に抵触しない活動であることを確認しました。

令和元年5月の総会で、1年間検討してきた「高齢者福祉交通システム設立」を賛成多数で承認しました。4月に「地縁による団体」として法人格を取得し車両のリース契約を行い、令和元年8月から試行運転を開始しました。

実施内容

〈仕組み〉

- ・毎週(火)(金)および毎月6日、16日、26日に3便(9:00、11:30、13:30)を運行(利用希望がないときは運行しない)
- ・バサディナ公民館を出発して利用者宅を回り、区内から区外へ(文化センターや公民館、駅、スーパー等)1周約1時間
- ・事故発生時の同意書あり
- 〈車両〉自治会が車両をリース(8人乗りワゴン)
- 〈利用者負担〉ガソリン代実費



各地の取組事例紹介

<買い物・社会参加等支援> 登録不要

〈利用者〉65歳以上で交通手段に不便をしている地域住民
〈担い手〉運転ボランティア7人

運行実績

	延べ利用者数	運行日数
8月	91	10
9月	142	15
10月	135	15
11月	129	12
12月	81	10
計	578	62



組織

- ・自治会長ー福祉交通部長(福祉自動車運営統括)ー運営ボランティアー運転ボランティアー運行担当者(運行管理)ー会計など
- 運営管理規定、運区管理規定、管理細則を規定

理念

和と協力の精神を基本とし、高齢者がいつまでも明るく暮らせる地域をめざし、未来のある心豊かな生活環境を整備することに寄与する



運転ボランティアさん



運営ボランティアさん



乗り合わせていろいろな場所へ送迎

- 決まった曜日、時間帯、目的地で運行。あらかじめ登録している利用者をドア・ツー・ドアで送迎する。
- 時刻を固定しているが、予約に応じてお迎えに行くため、コーディネーターが必要。

具体的な取組③ 移動サービス後方支援体制整備事業

移動サービスの立ち上げや継続に当たって、地域の困り事や課題、トラブル等に対応する相談体制を構築するため、**総合相談窓口の設置及びアドバイザー派遣、事例報告会等**を実施
(全国移動サービスネットワークに委託)

住民のみなさん！
地域に住む通院や買い物、サロン等に行けなくて困っている人のために
はじめませんか？
移動サービス

助け合い活動が広がっています

・運転ボランティアを集める方法は？
・どういう活動があるのかな？
・やりたいけど、事故が心配だなあ。
・打合せに直接きてアドバイスが欲しいな。

まずはご相談ください！
移動サービスに
精通したアドバイザー

相談・問合せ先 ☎ 050-5526-2620

静岡県「令和4年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

相談窓口 (46件)

- 移動サービスの利用者負担金の設定方法
- 車両の維持費、保険費用負担方法
- 住民向けセミナー等の開催方法

アドバイザー派遣 (21件)

- 住民向けセミナー等の企画に対する助言、講演
- 実証実験や移動サービス立ち上げに向けた関係者会議での助言

具体的な取組④ 壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業

「ふじのくに型人生区分」における壮年熟期（66～76歳）の方を対象に、継続的な社会参加活動につなげるための知識や技能の習得を目的として、県と市町が連携し、生活支援の担い手等として活躍するためのノウハウを学ぶ「講習・体験会」で実施。【R3実績 17市町、R4計画 10市町】



県と市町が連携して実施

R3実施内容	市町数
移動サービス	12市町
生活支援	2市町
居場所づくり	1町
意識醸成	1市
I C T活用	1町

地域に必要な支え合い活動

- 住民同士の見守り
- ちょっとした生活支援（ゴミ出し、買い物の荷物持ち等）

- ▶見守り
- ▶家事援助
- ▶外出支援

地域社会の支え手として社会参加

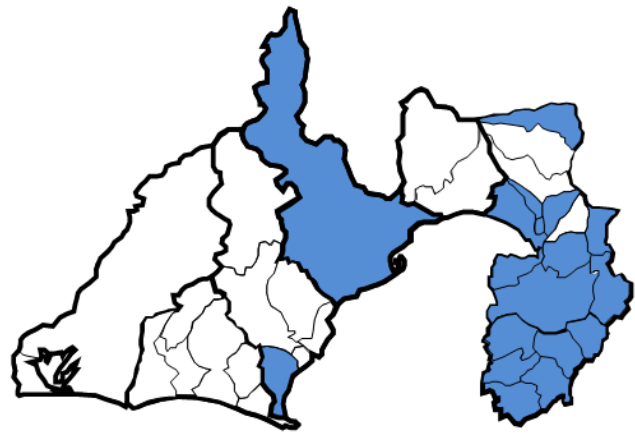
長寿者の社会参加

- 知識・経験を活かす活動
- 新たにチャレンジする活動

- ▶起業・就労
- ▶ボランティア
- ▶地域活動
- ▶趣味

【個人の視点】
役割があり、生きがい、やりがいにつながる。

【社会の視点】
安心して暮らさずつけられる地域づくり。



※青色表示は令和3年度実施市町

背景

- 以前より、山間部別荘地区の住民から、免許返納後の足がなく不便との声が上がっていたが、他課で実態調査等行っていたため、状況把握にとどまっていた。（他地区でも同様の声があった）
- 令和2年度、壮年熟期事業に参加。移動支援セミナーを企画するもコロナの影響により1回目の実施のみで2回目以降は3年度へ延期となった。
- モデル事業を周知することで、地域住民への意識づけや住民主体実施への横展開を図りたい。

令和3年度活動の概要



- 6/16移動支援セミナー 2回目
受講者 39名
内容 1回目の振り返り&事故への備え・対応など
(全国移動サービスネットワーク 河崎 様)
- 6/21 移動支援セミナー 3回目
受講者 37名
内容 2回目の振り返り&運転ボランティア養成研修の案内
(高齢者福祉課 塚本、第1層生活支援コーディネーター八木澤)
- 9/22、9/24熱海自動車学校で運転ボランティア養成研修を実施
受講者 34名
- 12/1～実証実験開始
中央圏域 12月1日、1月5日に実施
ボランティア8人 利用者4人 (延べ数)
内容：運転ボランティアが自宅から居場所への無償送迎

福祉有償運送講習ではなく、
自動車学校のカリキュラムで実施

成果や課題

(成果)

- セミナー及びボランティア養成講座で延べ113名の参加となり、意欲のある市民の発掘、育成ができた。
- 実証実験を行った結果、運転ボランティア、見守りボランティア、利用者の皆が満足する活動となり、本格運行に向けた土台作りができた。
- セミナーの周知や車両貸し出し許可、居場所の開催場所提供など民間事業所と連携して行うことができた。

(課題)

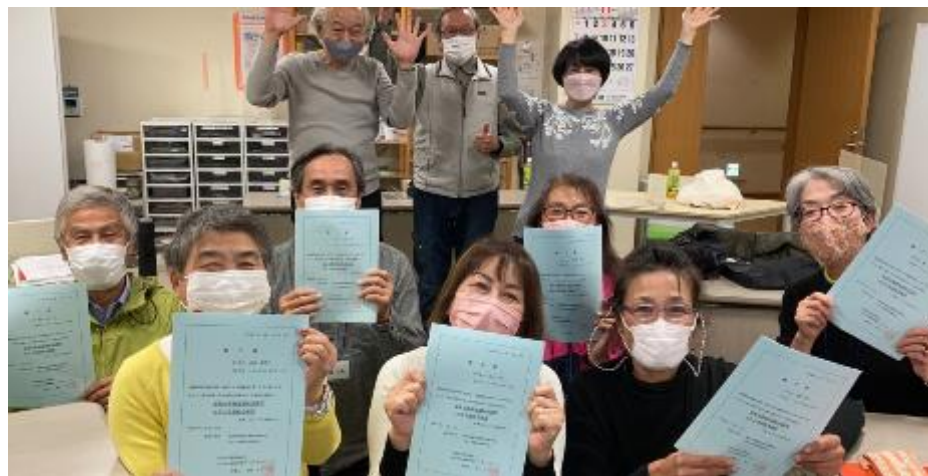
- 各圏域に広めていきたい。
- 個人の車両で運行してもらえるよう促していく。

今後の展開

- 令和4年度から共生型の居場所が立ち上げる予定なので、通所Bを立ち上げ、訪問Dと合わせた実施が出来るよう整備を進めていく。
- 住民主体の活動で2自治会（大室自治会、かどの台自治会）が立ち上げるため、引続き、相談窓口として支援を行っていく。
- 移動支援だけでなく、民間事業所に移動販売の呼びかけも行っていく。

市町の移動サービス創出支援を通じた 課題と対応

NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎民子



令和4年度事業の報告&振り返り

住民のみなさん！
地域に住む通院や買い物、サロン等に行けなくて困っている人のために

はじめませんか？ 移動サービス



- ・運転ボランティアを集める方法は？
- ・どういう活動があるのかな？
- ・やりたいけど、事故が心配だなあ。
- ・打合せに直接きてアドバイスを欲しいな。



まずはご相談ください！



相談・問合せ先 ☎ 050-5526-2620

静岡県「令和4年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

事業の概要

実施期間 令和4年4月25日（月）～令和5年3月17日（金）

事業の概要

実施期間 令和4年4月25日（月）～令和5年3月17日（金）

対象者 静岡県内の方は どなたでも

利用料金 無料（但し、電話相談に係る通話料は利用者負担）

担当者 移動サービスに関する制度や先進事例に精通し、
移動サービスの立ち上げの実績がある相談員及び
アドバイザー（全国移動ネットに所属）



1. 相談窓口

便利なメール相談は随時対応！

info@zenkoku-ido.net

専用フォームからも
アクセスできます



毎週火曜日は電話相談も可能です。（祝日・年末年始除く）

移動サービスの実施に関すること、何でもご相談ください！

時間帯 13時から16時まで

相談先 ☎ 050-5526-2620

2. アドバイザー派遣

実施日 日にち・時間帯は要相談

派遣対象 各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、
協議体、関係者打合せ、実証実験 等

申込先 お住まいの市町高齢者福祉担当課へご相談ください。

<お申込の流れ>

申込者

お住まいの市町

全国移動ネット

静岡県「令和4年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

1 電話相談&メール相談 (令和4年度)

相談件数の合計は**28件**

(令和4年4月26日～5年1月31日)

令和**2年度41件**、**3年度45件**。減少したのは市町
や社協、SC等からの相談

住民や団体 からの相談は増えてきた

・相談は、創出支援を目的として市町やSCだったのが、その支援によって、活動を始めた団体（始めることに決めた団体）へと変化してきている

・**意識のある住民が**、市町やSCを通じて、全国移動ネットとつながり、**活動が生まれるという流れができてきた**と感じる

	移動支援セミナー開催と内容	運転ボランティア養成講座の開催	関係者会議の開催	先進事例の紹介や制度改正など	担い手の確保	事業計画の検討・確認	運営費や利用者負担の設計	実施要綱や利用者規約の点検など	利用者負担の設定	道路運送法の解釈	移動困難者向けのサービスの状況	計
住民や住民団体から		1	1	1		1	1	1	1	1	1	9
市町やSC等から	6		1	1	2	2	3	2		2		19
計	6	1	2	2	2	3	4	3	1	3	1	28

令和3年度

	移動支援セミナー開催と内容	運転ボランティア養成講座の開催	関係者会議の開催	先進事例の紹介や制度改正など	担い手の確保	移動サービス専用保険	運営費や利用者負担の設計	実施要綱や利用者規約の点検など
住民や住民団体から		1			1		3	1
市町やSC等から	10	7	3	5	2	2	10	1



2 アドバイザー派遣（令和4年度）

- ・アドバイザー派遣件数は22回、のべ29人（令和4年5月～5年1月31日）、昨年度は45回
- ・感染拡大を踏まえ、うち12回はオンラインによる派遣

	派遣件数（日にち）	回数
東伊豆町	5/6（打合せ） 6/14	2
磐田市	6/16（打合せ） 7/2	2
南伊豆町	7/19	1
御前崎市	7/27 10/5	2
吉田町	8/26	1
伊豆市	9/6	1
伊豆市（NPO法人）	9/6	1
下田市	9/29（打合せ） 10/26（打合せ） 10/28	3
熱海市	9/30 10/12 10/14	3
沼津市	12/15（打合せ） 1/13	2
森町	12/16	1
静岡市	12/16（打合せ） 1/18	2
鈴鹿市	1/17（事例報告会打合せ）	1
合計		22

【お話しする内容（少し おさらい）】

■ **なぜ 移動支援 & なぜ 地域づくりなのか**

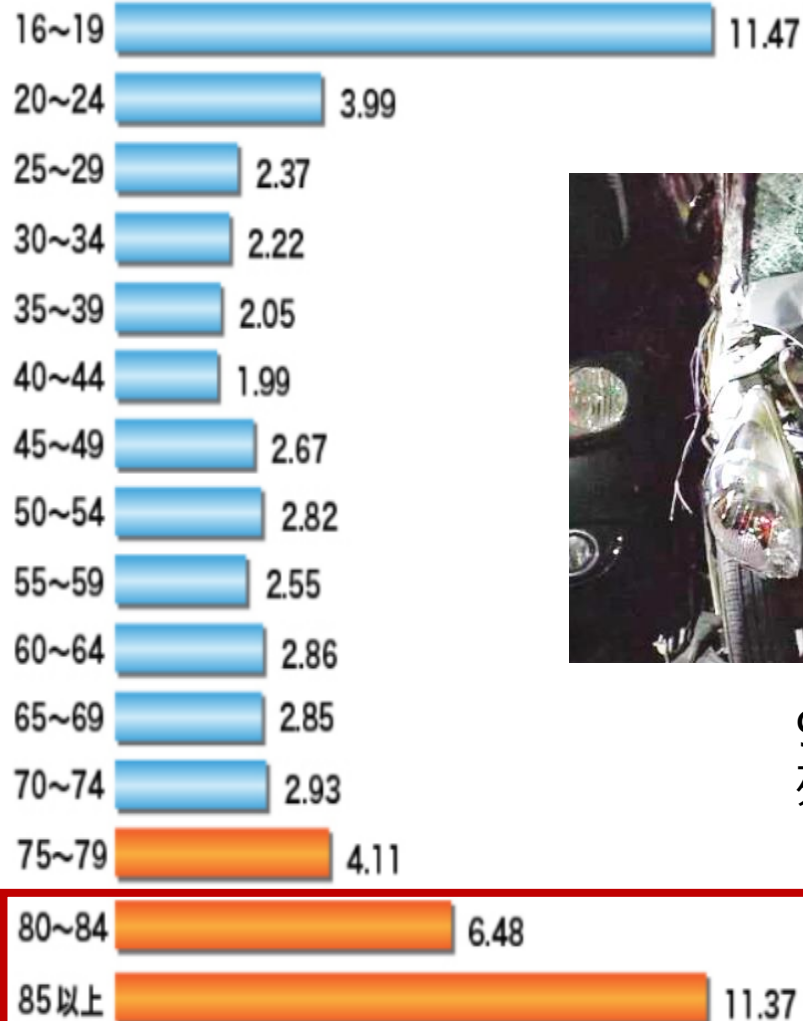
■ **【事例】町田市の協働 見取り図**

■ **法制度について（登録が必要な運送 登録が不要な運送）**

■ **事故について 事故と保険**

80代90代 高齢者の免許返納問題

年齢層別の死亡事故件数（免許人口10万人当たり）



97歳の男性による福島5人死傷事故 2022.11.19

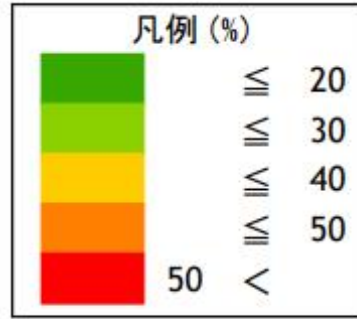
代替手段
が必要

生活に必要な移動・外出を
100%車&運転に頼っている
人に免許返納を迫って0にするのはなかなか難しい
過疎地の事例：軽トラに乗って畑に行き、畑仕事をするのが生きがいという人もいる

・例えば、買い物は互助型の移動支援を利用できるようにするなど、運転する回数を徐々に減らすのが現実的ではないか

食料品アクセス困難人口

店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な(65歳以上または75歳以上)高齢者を指す。店舗は、食肉、鮮魚、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアが含まれる

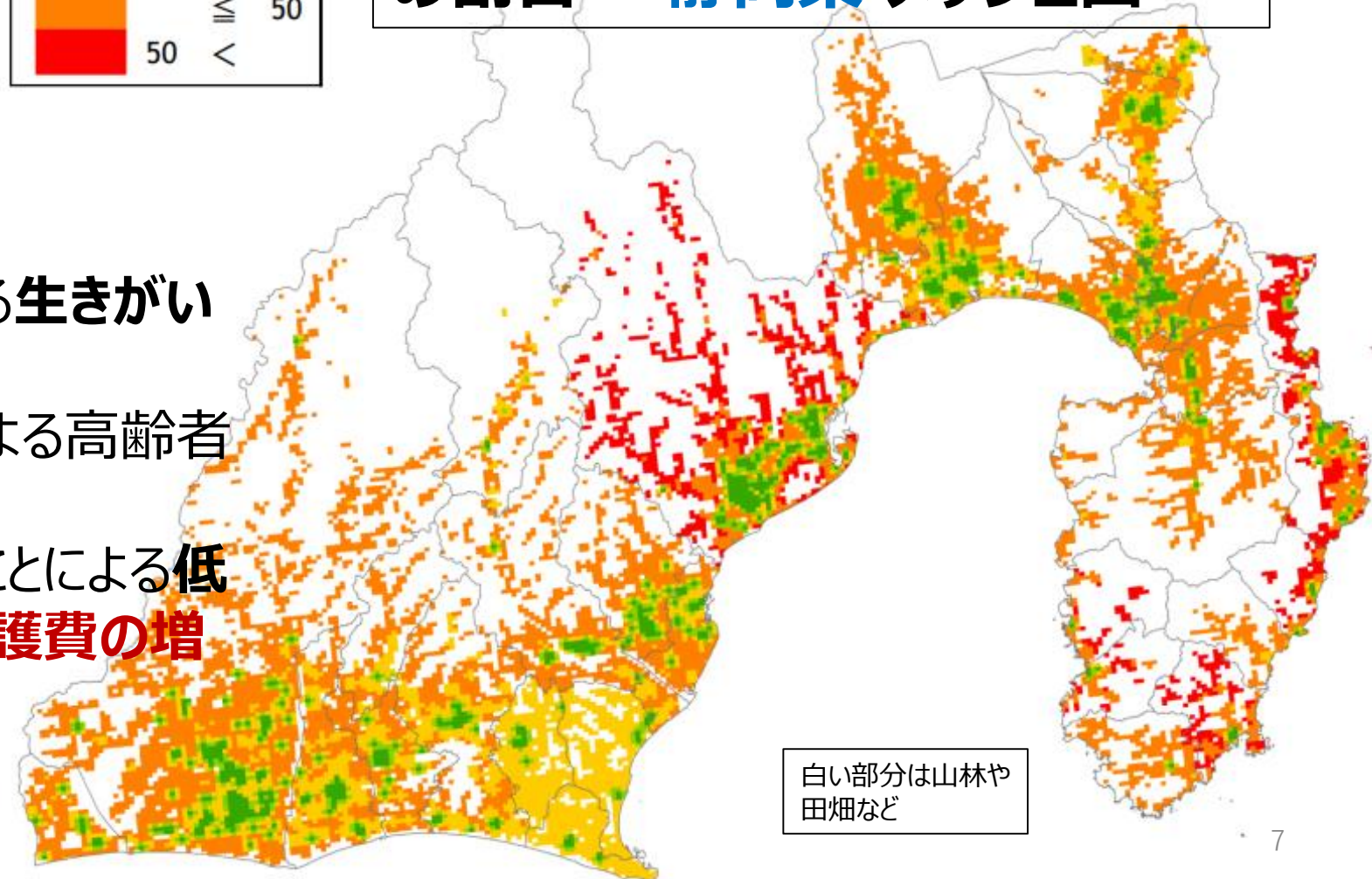


出典：農林水産政策研究所
平成27年（2015年）国勢調査に基づく推計結果

食料品アクセス困難 **75歳以上**
の割合 **静岡県** メッシュ図

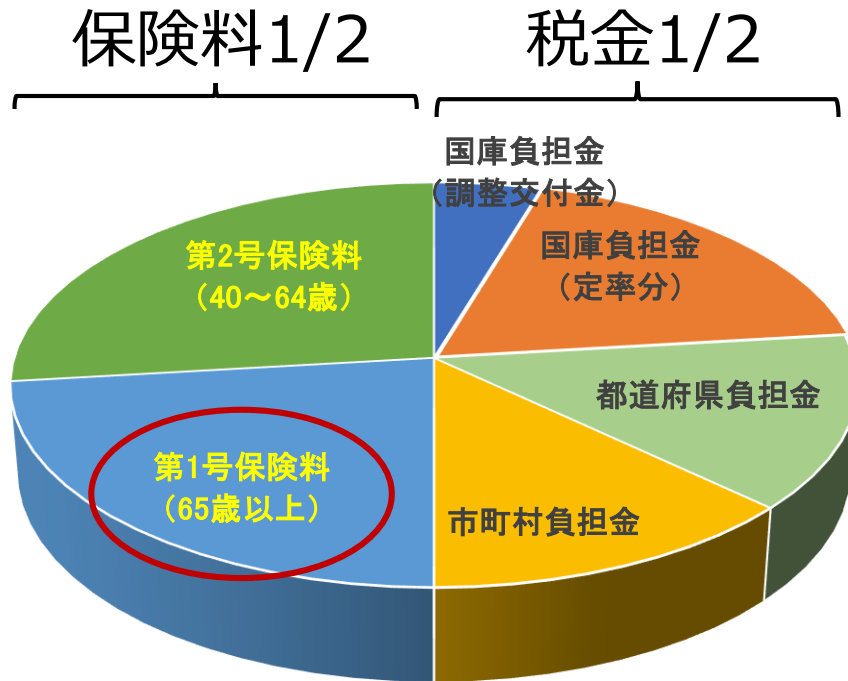
買物環境の悪化の影響として、

- ① 高齢者の**外出頻度の低下**による**生きがい**の喪失
- ② 商店までの距離が遠くなることによる高齢者等の**転倒・事故リスク**の増大
- ③ 食品摂取の多様性が低下することによる**低栄養化**及びこれによる**医療費**や**介護費の増加の可能性**がある



白い部分は山林や
田畑など

介護保険の財源構成と規模



厚生労働省老健局 資料から

要介護者等への給付：年
1人平均160～210万円
(市町村で異なる)

介護予防の取組みが急務
(税 & 保険料は限界に近い)

介護給付と保険料の推移

高齢人口の増加とともに要介護認定者も増え **給付費は当初の3倍、保険料も2倍に**

事業運営期間	事業計画	給付 (総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度	第一期	4.6兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2002年度	第一期	5.2兆円		
2003年度	第二期	5.7兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2004年度	第二期	6.2兆円		
2005年度	第二期	6.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2006年度	第三期	6.4兆円		
2007年度	第三期	6.7兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2008年度	第三期	6.9兆円		
2009年度	第四期	7.4兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2010年度	第四期	7.8兆円		
2011年度	第四期	8.2兆円	5,869円 (全国平均)	H29年度改定 +1.14%
2012年度	第五期	8.8兆円		
2013年度	第五期	9.2兆円	5,869円 (全国平均)	H30年度改定 +0.54%
2014年度	第五期	9.6兆円		
2015年度	第六期	9.8兆円	5,869円 (全国平均)	H30年度改定 +0.54%
2016年度	第六期	10.0兆円		
2017年度	第六期	10.8兆円	5,869円 (全国平均)	H30年度改定 +0.54%
2018年度	第七期	11.1兆円		
2019年度	第七期	11.1兆円	5,869円 (全国平均)	H30年度改定 +0.54%
2020年度	第七期	11.1兆円		

※2016年度までは実績であり、2017～2018年度は当初予算である。

RR

2021年改定(第8期) 65歳以上の保険料 基準月額 全国平均 月6,014円

外出と交流は健康と深くかかわっている

日本老年学的評価研究機構の調査から

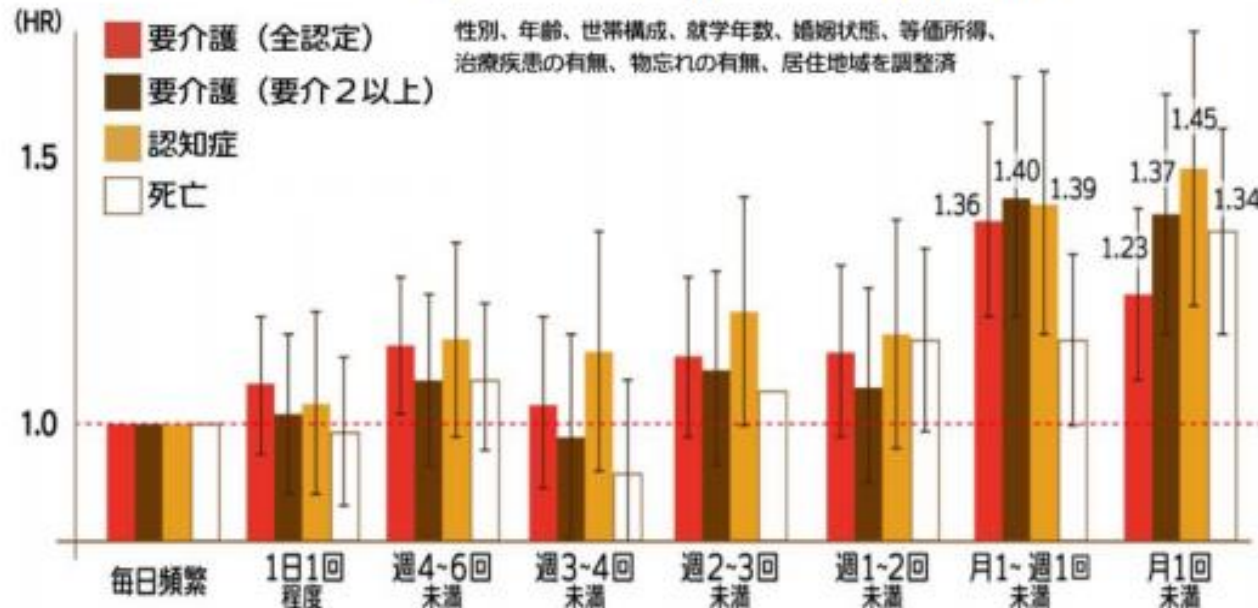


Japan Gerontological Evaluation Study : 日本老年学的評価研究

JAGES 健康とくらしの調査

人との交流は週 1 回未満から健康リスクに

～認知症や要介護(要介護2以上), 死亡が1.3~1.4倍～



他者との交流頻度

10年間のコホートデータを使用。約12000人を解析した結果。

斉藤雅彦・近藤克則・尾島徹之ほか (2015) 日本公衆衛生雑誌, 62(3)より

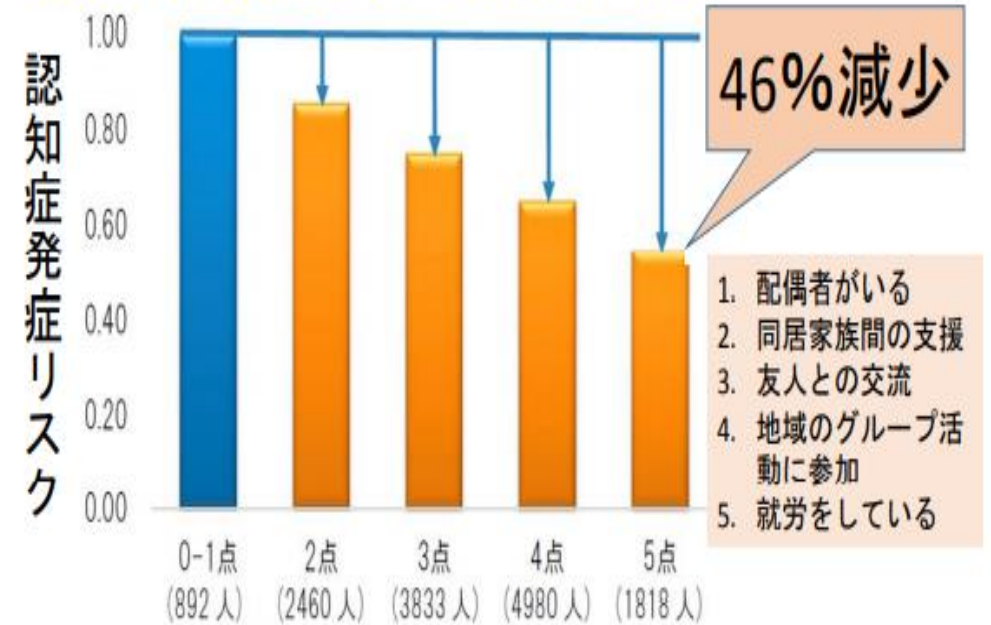


Saito T, et al., J Epidemiol Community Health. 2018; 72(1):7-12.

doi: 10.1136/jech-2017-209811

13984名を9.4年追跡

社会との多様なつながりがある人で 認知症発症リスクは半減

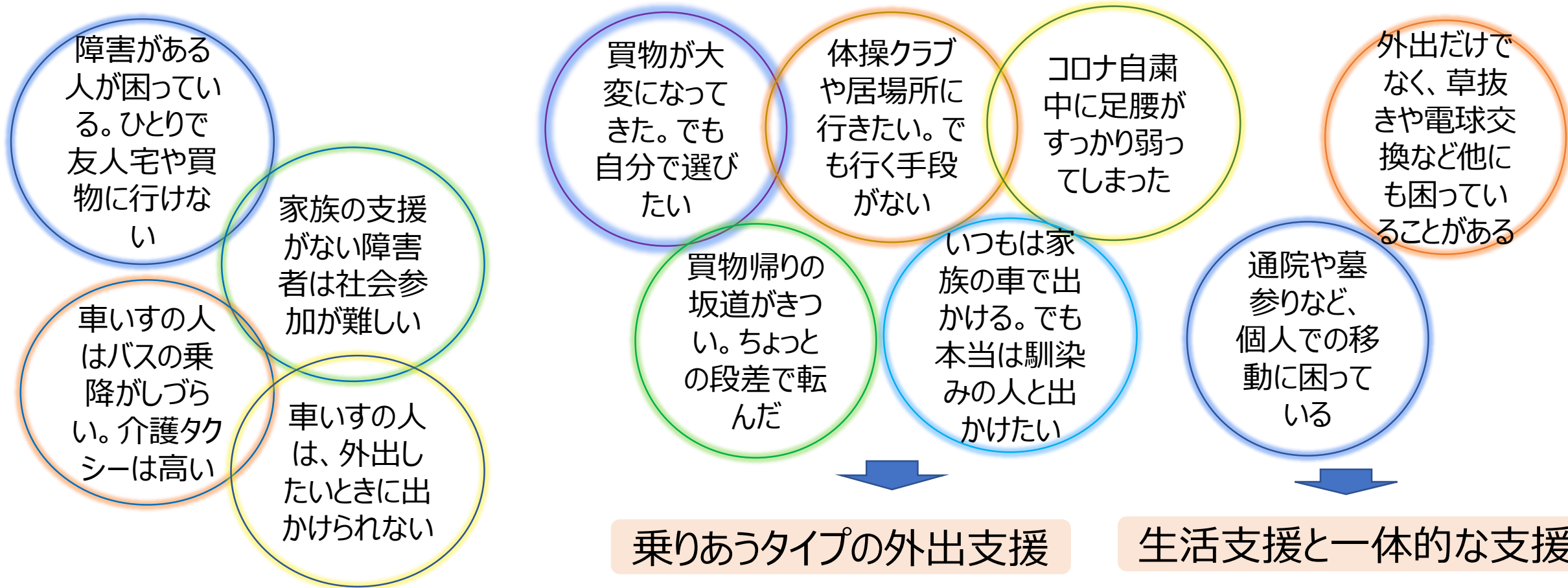


46%減少

1. 配偶者がいる
2. 同居家族間の支援
3. 友人との交流
4. 地域のグループ活動に参加
5. 就労をしている

社会とのつながりの数

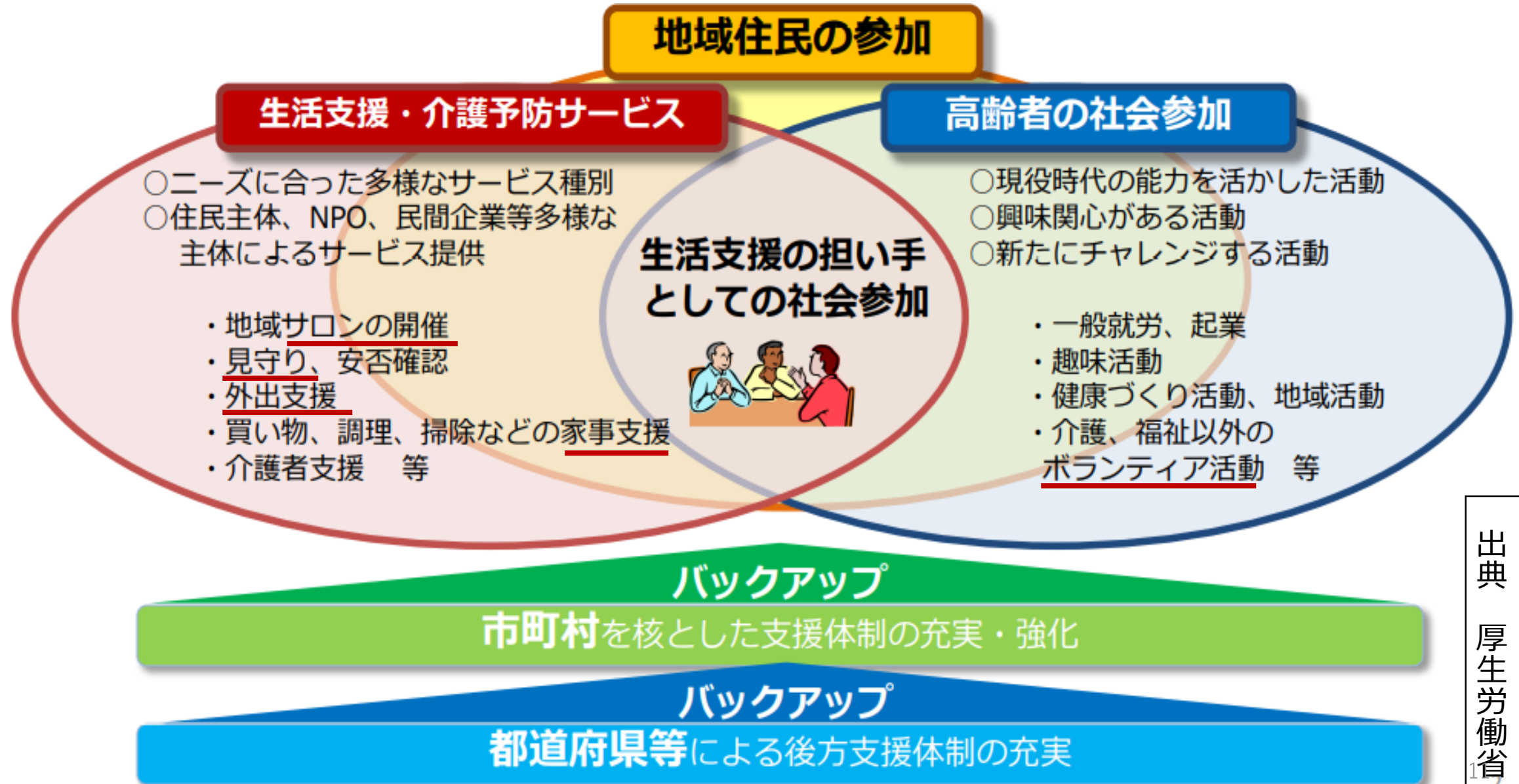
全国各地から寄せられる移動・外出に関する声



福祉有償運送団体などを紹介

支え合いの仕組みづくりが必要

厚生労働省の方針・提案 支え合いの地域づくり



- **なぜ`移動支援&なぜ`地域づくりなのか**

- **【事例】町田市の協働 見取り図**

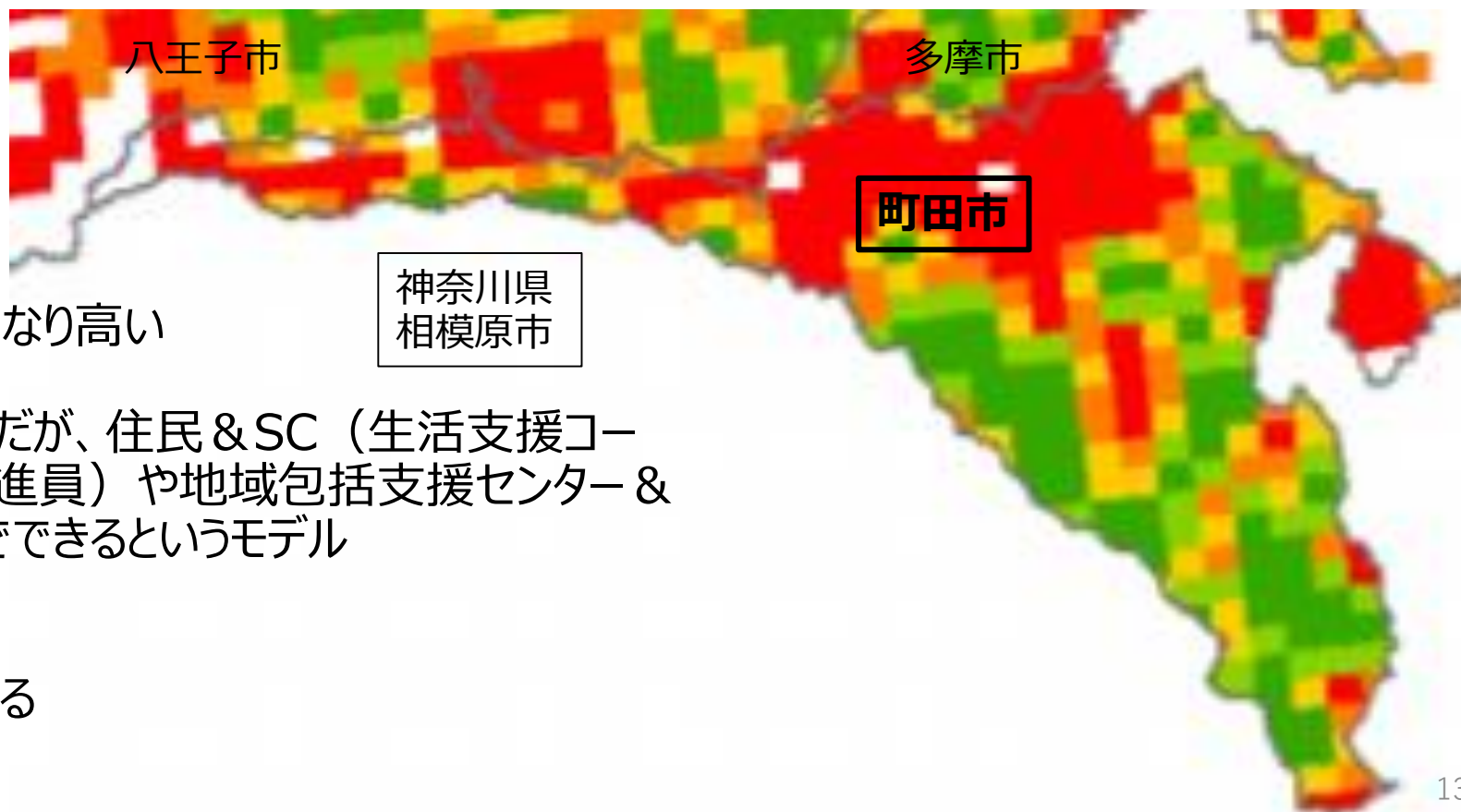
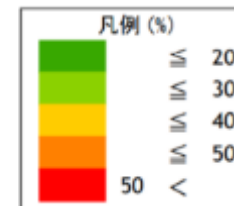
- **法制度について（登録が必要な運送 登録が不要な運送）**

- **事故について 事故と保険**

東京都町田市

東京には違いないが、神奈川中央交通のバスが走っているように ほとんど神奈川県のような街

食料品アクセス困難 75歳以上の割合 町田市 メッシュ図



- ・食料品アクセス困難度は、かなり高い
- ・高齢者の外出支援が課題
- ・「福祉と交通の連携」も重要だが、住民&SC（生活支援コーディネーター・地域支え合い推進員）や地域包括支援センター&行政（福祉部分）でここまでできるというモデル
- ・上記の関係がとてもフラット
- ・フットワークもよい
- ・アセットが 上手くいかされている

町田市 移動を含む支え合いの地域づくり（住民&SC生活支援コーディネーター&市） 1

	2017年	2018年	2019年
住民や自治会等	<p>第1層協議体で高齢者の移動支援が課題となり、サロン送迎を行っている（福）一廣会かないばら苑と運転ボランティアCAP片平を視察</p>	<p>【3月】「鞍掛台買物・外出支援プロジェクト」発足（鞍掛台自治会:防災見守り委員会&法人4社&南第3高齢者支援センター）</p>	<p>【1月】「成瀬お助けたい」が日常生活支援を開始</p>
高齢者支援センター（SC）			<p>移動支援分会発足</p>
社会福祉協議会		<p>【4月】★本橋・坂下地区が法人と連携して買物支援を開始（水）</p>	
高齢者福祉課		<p>事業所に対して「地域支え合い型移動支援に協力可能な車両・運転手に関する調査」1回目実施</p>	
補助金等		<p>市政50周年「まちだ〇ごと大作戦事業」</p>	

＜社会福祉法人の責務となった**公益的な取組**のモデルとなった事例＞

【乗りあって】神奈川県川崎市麻生区 一廣会 かないばら苑 & 運転ボランティアCAP片平

形態:サロン送迎 車両:社会福祉法人 運転&付添:ボランティア 許可・登録不要

互助
活動

【経過】 2008年ごろ地区社協のセミナーで、「**昼間は空いているデイサービスの車を地域に活用してほしい**」と参加者から言われたのがきっかけ。実現のための勉強や検討をはじめた。2年後の**2010年12月にスタート**。実践を積み重ね、あさおサロン送迎等推進会議で参加法人を広げた。**柿生アルナ園**など4特養が参画

【実施体制】 ・あさお運転ボランティアCAP片平を組織化（現在10人）。大臣認定運転者講習の受講を経て、**施設の安全運転管理者が実施するテストに合格することが条件**
・施設は車両提供 & 保険整備 ・乗る人の調整はサロン側 ●サロン送迎ガイドラインあり

【実施主体】 「人とサロンをつなぐ移送推進協議会」任意団体 会長:CAPの奥山潔氏、副会長:かないばら苑の依田明子苑長、事務局:麻生区社協

【送迎中のサロン】 ・片平おしゃべり会(片平) ・サロンド それいゆ(麻生区全域)
・ももとせの会(上麻生)* ・わかな会(区全域:障がい者)
・岡の上カフェ(岡上) ・いきいきサロン(白鳥栗平) *柿生アルナ園担当 年間約60回

【利用者】 実利用者46人（開始から2019年3月まで延2,000人が利用）
無料（感謝の寄付がたまり、運転ボランティアのベストと帽子をつくった） ●利用者規約あり

【保険等】 ・自動車保険の補償（走行中、車両内、乗降時）⇒施設の事業として
・施設賠償責任保険（怪我、物損）⇒対象者を施設職員 & ボランティアとする
つまり デイサービス事業と同等の補償で可能 ●定款の変更不要



東京都町田市の調査（鑑）

「地域支え合い型移動支援に協力可能な車両・運転手に関する調査」のお願い

日頃より町田市政にご協力いただき、ありがとうございます。

町田市では、地域の課題把握と解決に向けた取り組みを地域住民や関係団体とすすめております。2018年度には、移動（買い物・通院等）に関する課題の解決に取り組むため、介護や障がい関連の事業所の皆様を対象に、保有する車両や運転人員についての調査を実施し、実際に事業所の車両を活用した移動支援が可能となった地域もありました。

このたび、取り組みを更に推進するため、再調査を実施いたします。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力をお願い致します。

ご不明な点等ありましたら、担当までお問合せください。

記

【提出期限】2020年4月17日（金）

別紙調査票を、電子メールかFAXにてご返送ください。

【調査対象事業所】

①介護関連分野：町田市に住所がある**通所介護事業所・特別養護老人ホーム**

②障がい関連分野：町田市に住所がある**生活介護・就労継続支援（B型）事業所**

○町田市では、社会福祉協議会や高齢者支援センターと共に、住民・NPO・企業等の多様な主体と協力して、地域の支え合いの体制づくりを推進しております。

○ご回答頂いた調査結果は、町田市高齢者福祉課及び社会福祉協議会・高齢者支援センターで、地域の支え合い体制の推進に活用いたします。

○希望される事業者を対象に、事業の概要や、町田市での移動支援の事例をご紹介する説明会を実施する予定です。日時・会場等については別途ご案内いたします。町田市高齢者福祉課

「地域支え合い型移動支援」に協力可能な車両・運転手に関する調査票

記載日 年 月 日

貴事業所が保有する車両（普通車、福祉車両等）と運転人員について、地域からニーズがあった場合に提供が可能かについて教えてください

事業所について	事業所名		所在地	町田市 * * *
	担当者名		連絡先（電話） （メール）	
車両について	地域活動に提供いただける可能性について		有・無・不明	理由・コメント等
	*提供可能な場合	提供いただける車両	(乗車定員10人以下車両) 台 (乗車定員11人以上車両) 台	
運転手について	地域活動に提供いただける可能性について		有・無・不明	理由・コメント等
	*提供可能な場合	提供いただける人員	人 (時間/週 回/週)	
事務局使用欄		堺1・堺2・忠1・忠2・鶴1・鶴2・町1・町2・町3・南1・南2・南3		
【宛先】高齢者福祉課 介護予防係				
「地域支え合い型移動支援」に関する説明会についてご案内を希望しますか。		はい・いいえ	Fax: * * *	
			Mail : * * * @ * *	
【受付】2020年4月17日(金)まで				

町田市を真似て調査を実施した人口 75,000人自治体の結果

介護福祉事業所 調査状況(12/22時点)

	法人・事業所名	車両提供	職員協力	勉強会参加	備考
1	信	○	○	○	テストイベント協力事業所
2		○	○	○	
3		○	○	○	
4		○	○	○	
5		○	○	○	
6		○	○	○	
7		△	×	○	休日なら車両協力可能性あり
8		○	×	×	大型(29人乗りマイクロ、15人乗りコンピューター)貸し出し可能。
9		×	×	○	
10		○	×	×	
11		×	×	○	
12		不明	不明	○	他の業務と兼務している
13	ヒ	不明	不明	○	

【車両・職員協力不可、勉強会不参加】

町田市 移動を含む支え合いの地域づくり（住民&SC生活支援コーディネーター&市） 2

2020年			
住民や自治会等		第1層協議体が秦野市地域支え合い型認定ドライバー養成研修を視察	<p>【4月】★「くらちゃん号」(火)(金)各5便に拡大</p> <p>【12月】「成瀬お助けたい」がドライバー養成研修情報をもとに移動支援の検討を開始 → 【2022.1月】★試行を経て「成瀬お助けたい」が生活支援に移動支援を追加実施</p>
高齢者支援センター（SC）			
社会福祉協議会			
高齢者福祉課	<p>【3月】事業所対象「協力可能な車両・運転手に関する調査」2回目実施【9月】事業者説明会開催</p>		<p>【11月】地域支えあい型ドライバー養成研修開始(市全域)</p>
補助金等	【4月】まちだ互近助クラブ補助金交付要綱～2023年3月末		

互助活動(許可・登録不要)のドライバーに運転者講習は義務づけられていないが・・

福祉有償運送の**大臣認定運転者講習**を実施 **「担い手」発掘の場**に

秦野市 地域支え合い型認定ドライバー養成研修

2016年度から開始(毎年2回:30人定員/受講者無料)
認定講習実施機関に委託して実施

・大臣認定講習(講義&実習)に追加して**地域公共交通**や**地域支え合い**をテーマとした事例紹介、グループワークなどのカリキュラムを実施 → 地域課題への気づき

当時の担当課長談:担い手育成は「**テーマヒマ**かかる」のが当たり前

他市では1万円以上するのに、**無料で資格**が得られて嬉しいな



【周知方法】

- ①市広報、ホームページに掲載
- ②公共施設にチラシを配架
- ③**介護保険料決定通知書**に(他の講座を含め)チラシを同封
- ④65歳到達者へ送付する**介護保険証**にも同様なチラシを同封



修了者の動向

最終日に配付する「ドライバー募集事業所一覧」から、修了者自身が事業所へ連絡

- ・福祉有償運送やデイサービスのドライバー
- ・地域のボランティア(修了者たちで立ちあげた事例も)

・介護保険特別会計の**生活支援体制整備事業費**(市町村負担12.5%)や**保険者機能強化推進交付金等**(インセンティブ交付金 国負担100%)で実施可能
・県が支援する場合は **地域医療介護総合確保基金**(負担:国2/3 県1/3) や**保険者機能強化推進交付金等**で実施

鞍掛台「くらちゃん号」巡回型（東京都町田市）

互助活動



地域の絵本作家が無償でデザイン

【経過】鞍掛台地区（330世帯）は高齢者が多い住宅地。坂道の多い地形。閉じこもる高齢者も多く、町田市南第三高齢者支援センターや自治会の「防災見守り委員会」、福祉事業所をメンバーに「鞍掛台買物・外出支援プロジェクト」発足（まちだ〇ごと大作戦事業にエントリー）2018年5月。3事業所により**2019年**3月から試行運行開始。10月から本格運行

- 主体となる事業所（社福）正吉福祉会まちだ正吉苑、（社福）みどり福祉会高ヶ坂ひかり苑、（社福）地の星ベロニカ苑、（株）結の心くらかけ庵
 - 毎週(木)11:00～14:00 6便でスタート 現在(火)(金)10:30～12:30 5便 ●利用者<無料>誰でも乗車可
 - 成瀬コミュニティセンターを拠点に区内4ヶ所で乗降 降車場所の最寄りバス停からJR成瀬駅にも
 - 3法人が車両&運転手&保険&燃料代等を負担 週1回1時間なので負担にならない（法人側の談）
- ★覚書、協定書、利用規約



ホームセンターでパーツを購入して作製した手づくりバス停



運行時間以外はバス停を管理する家が倉庫等に保管



委員会はアンケートを常時実施して、絶えず合意を拡げ、ニーズを把握

【個別に】生活支援と一体的に支援 「成瀬お助けたい」 東京都 町田市

形態:生活支援

車両&運転&付添:ボランティア

許可・登録不要

互助
活動

経過

- ・2019年1月から 高齢者や障害者などへの日常生活支援サービスを始めた
- ・2020年 町田市地域支え合い型ドライバー養成研修を受講したメンバーの1人が ニーズの高かった車による支援の仕組みを知り、講師を呼んで会で学習会
- ・「車による支援」をサービスに取込んだ。2021年12月には更にメンバー4人が養成研修を受講

実施
方法

支援の内容 **【庭仕事】**庭の手入れ、雑草取り、花壇の水まき、簡単な剪定など**【大工仕事】**簡単な大工仕事、通販購入品の組立、電球交換など**【家事】**ゴミ出し、洗濯、調理、買い物、洋服の直しなど**【ちょっとした力仕事】**雪かき、犬の散歩、廃品の移動、身辺整理など **【移動支援】**病院、買い物等の車による付添・同行 **【その他】**湿布薬張り、話し相手、刃物研ぎ、子育て支援など

活動地域：成瀬1～3丁目、成瀬台1～2丁目、西成瀬(約4,500戸)

サポーターズ(支援する人)：46名(2022.1月現在)

利用料金：お助けたい1人30分500円(80%をサポーターズに還元、ガソリン代実費は会から支給)

連携

賛助会員(賛同して賛助金を出している地域の会社、店舗)：46社

後援：町田市南第3高齢者支援センター

町田市社会福祉協議会 成瀬中央シニアクラブ

「成瀬お助けたい」代表 玉木 徹氏作成資料から



町田市 移動を含む支え合いの地域づくり（住民&SC生活支援コーディネーター&市） 3

	2021年	2022年
住民や自治会等	【2月】忠生第1高齢者支援センター&SCの働きかけにより2法人が買物支援の検討	【2月】弥生ヶ丘地区が自前で移動支援勉強会開催 【2月】相原地区社協が移動支援勉強会開催 ★相原地区試験運行/生活支援と一体型/本格運行未定
高齢者支援センター（SC）	【10月】★武蔵岡アパート・大戸地区が法人2社と買物支援の検討開始→【12月～】試行運行中	【3月】★忠生地区「かしのみ号」試行運行→【5月】本格運行/買物支援/毎週(水)2台 【3月】高ヶ坂・成瀬地区協議会が地域の外出を考える公開講座開催
社会福祉協議会	【10月】丸山団地「交通委員会」発足	【7月】★丸山団地と3社、買物支援試験運行開始:毎週(金)買物先は週ごとに2コース
高齢者福祉課	【12月】地域支えあい型ドライバー養成研修開催	【3月】地域支えあい型ドライバー養成研修開催/相原地区 【9月】地域支えあい型ドライバー養成研修開催/全域
補助金等		【1月】生活支援事業補助金実施の手引き発行 → 【3月末】生活支援団体による生活支援事業補助金交付要綱改正～2025年3月末 →【7月】支え合い交通事業補助金交付要綱～2025年3月末、同補助金の手引き発行（交通事業推進課）

お買い物バス かしのみ号 (町田市 忠生地区)

主な取り組み (2022年度)

2022年の5月から「お買い物ものバスかしのみ号」の定期運行が始まりました。

忠生地区協議会ホームページから

この事業は、地域で買い物をするのが困難な高齢者の方を対象にした買い物支援事業です。事業の実施に向けて2020年度から地域のニーズの調査やボランティア参加の声掛けなどを行い、2021年度にはコロナ感染対策を行ったうえで複数回に渡ってテスト走行や話し合いを実施するなど、定期運行に向けて検討を重ねてきました。



・毎週(水) 2台で実施.運転も法人
・登録者をLineでつないだ(参加確認.交流.安否確認の場にもなった)

老人会と連携 小澤会長

老人会が管理する かしのみ公園



2022.4.6 撮影 この日の参加者13人

- **なぜ`移動支援&なぜ`地域づくりなのか**

- **【事例】町田市の協働 見取り図**

- **法制度について（登録が必要な運送 登録が不要な運送）**

- **事故について 事故と保険**

道路運送法による 許可や登録が**必要な**運送



許可

一般乗合許可
(4条)

- ・路線バス等
- ・デマンド型(予約)・乗合タクシー

一般乗用許可
(4条)

- ・一般タクシー
- ・福祉(車両)タクシー
- ・福祉限定タクシー

生活交通
福祉交通

登録

自家用有償旅客
運送(78.79条)
2006年創設

- ・訪問介護員による有償運送
(4条ぶら下がり)

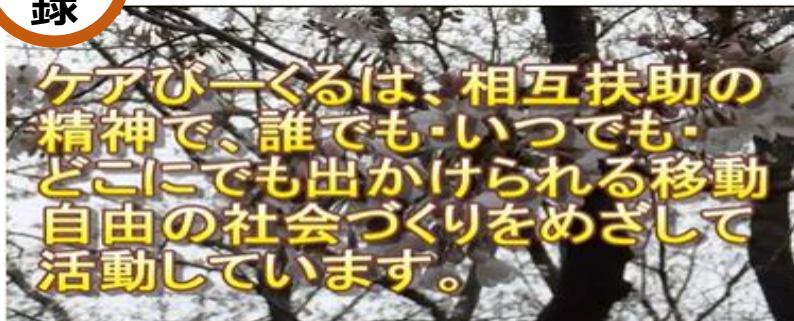
- ・交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送



交通空白地有償運送

福祉有償運送

協議の場	地域公共交通会議や運営協議会などで、①運送の必要性 ②運送の対価(運賃) ③運送の区域について協議が調うことが必要
運送の区域	出発地または目的地は協議が調った区域内にあること
運送の主体	○市町村 ○非営利法人（NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会、労働者協同組合） ○法人格がない町内会など地縁団体
運送の対価	実費の範囲内、営利と認められない範囲。 福祉有償運送 は、タクシーの上限運賃（時間制または距離制）の概ね1/2を目安。運賃のほかに、乗降介助料、待機料、付添料、運行回送料など 運賃以外の対価も設定可能
対象者	○ 当該地域内の住民 と観光客 *利用者登録は不要 ○ 単独で移動が困難な人、その付添人 イ) 身体障害者 ロ) 精神障害者 ハ) 知的障害者 ニ) 要介護認定者 ホ) 要支援認定者 ヘ) 基本チェックリスト該当者 ト) その他の障害を有する者 ※要利用者登録
運転者	○ 二種免許 もしくは 一種 + 国土交通大臣認定講習受講
運行管理	○体制を整備 運行管理の責任者を選任 ○運行管理の責任者が受講する講習：使用車両5台以上20台未満は1人、20台以上40台未満は2人、2年に1回 NASVA(自動車事故対策機構)等が実施する「一般講習」を受講（2022年10月から）



ご利用案内

一人で外出することに困難や不安がある方々の、あらゆる外出に対応します。外出準備や外出先などでの付き添い、トイレ介助、車いす介助等もOK。

また、福祉タクシー券や福祉車両利用券もご利用いただけます。利用券の詳細はこちらからご覧ください。

- ・福祉車両利用券
- ・福祉タクシー利用券

- サービスの内容 ・ 病院や治療院などへの通院 ・ 入退院 ・ 転院
 - ・ 学校や施設などへの通学 ・ 通所
 - ・ 買い物や墓参り、食事 ・ 旅行などのお出かけ
 - ・ 視覚、知的障害のある方のガイドヘルプ

■ ご利用料金：

- ・ 運送の対価：走行1キロあたり 130円（お約束の場所から目的地まで）
- ※但し、片道の場合、距離により単価が変動します
- 片道7～15キロまで 150円
- 片道15キロ超えの場合は往復として換算
- ・ 乗降サポート料：1,200円
- ・ 降車後の付添料・待機料：10分 200円
- ・ 介助スタッフ増員料：10分 200円



福祉車のほか
運転者の持込車
(使用権原)14
台を使用



活動メンバー29人。うち運転者20人(男女比半々)
40歳代1人、50代4人、60代5人、70代前半10人

道路運送法による 許可や登録が**不要な**運送



許可

一般乗合許可
(4条)

- ・路線バス等
- ・デマンド型(予約)・乗合タクシー

一般乗用許可
(4条)

- ・一般タクシー
- ・福祉(車両)タクシー
- ・福祉限定タクシー

登録

自家用有償旅客
運送(78.79条)
2006年創設

- ・訪問介護員による有償運送
(4条ぶら下がり)
- ・交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送

生活交通
福祉交通

許可・登録不要の互助活動
道路運送法の枠外 (通達による)2006年～

互助活動

通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

互助
活動

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」

令和4年3月改定 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001474492.pdf>



「許可・登録を要しない輸送」の検討

自家用有償旅客運送は有料なのよね
じゃあ許可・登録を要しない輸送
って無料なの？



ちょっとした範囲で 移動支援サービスができればいいんだけど・・・

有償での輸送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」という形で、自家用車(白ナンバー)を使って高齢者等を輸送するサービスを実施することができます。

(1)- 1 利用者からの給付が 好意に対する 自発的な任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合

①偶発的なケース

②日頃からの感謝の気持ちとして

任意に金銭等の支払いが行われた場合」



③利用者がガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない

「許可・登録を要しない輸送」の Q&A

Q1

モノや謝金は運送の対価にあたる？

利用者から実際の運行に要した燃料代、道路通行料及び駐車場料金を受け取ることに加えて、ある時、「うちでたくさん取れたからお裾分け」と自宅で採れた果物を渡されました。その果物を、運転者がそのまま受け取っても良いのでしょうか。

A. 運送の対価にあたりませんので、受け取ってOKです。

利用者の自発的な気持ちから提供された金銭や物品は、道路運送法上の「運送の対価」とならないため、受け取って差し支えありません。同様に、おつりを支払おうとした時に受領を遠慮する行為なども、利用者の自発的な気持ちから支払われた謝礼（金銭）とみなされますので、受け取って差し支えありません。



国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

(3) 利用者負担が **実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみ**の場合は登録等は不要 「実際の運行に要したガソリン代」= 乗車中はもとより**運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む**

ガソリン代の算出方法2事例

- ① 走行距離 ÷ 燃費 × 1ℓあたりのガソリン価格
- ② **市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出**（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可
(旅客課長)

事例

利用者が実際の運行 1kmごとに決まったガソリン代を負担

- NPO法人Hが、輸送サービスを提供。
- 利用者は実際の運行に要した燃料代として1kmあたり24円を負担する。（※燃料代は市町村の取り組みとして実施される実証実験の結果に基づき算出し、定期的の実態と乖離がないか確認する。燃費やガソリン価格の算出根拠を明らかにして計算することも可能。）
- 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの補助金などで賄う。
- Hがリースする車両を使用。
- 運転者はボランティア（運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能）



(1)-2 地域づくりの一環として、**利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合**

- 自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合**
- **ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない**

(例1) 自治会で輸送サービスを行っている場合

利用者が、会(自治会等)の運営に要する経費として会費を支払っており、希望する会員のみ輸送サービスを提供し、運送の対価は求めない場合

輸送サービスを利用する人も利用しない人も、会費は同じであれば、運送の対価が特定されませんので、許可・登録は不要です。

もし輸送サービスを利用する会員が会費 5000 円で、利用しない会員が 3000 円というように会費が違う場合は、運送の対価が特定されますので、許可・登録が必要となります。

会費が同じなので OK	会費(輸送サービスあり)3000 円 会費(輸送サービスなし)3000 円
会費が違うので NG	会費(輸送サービスあり)5000 円 会費(輸送サービスなし)3000 円

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月





(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- **市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合**
- ただし、介護保険制度の訪問介護による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない

＜令和2年3月末改正＞登録等不要の形態で行う**団体所有の車両**に対して、自治体が購入費や**自動車保険料**を含む維持管理経費の全部又は一部を補助しても登録等は不要
 ★自治体からの規制改革要望は「利用者から保険料を収受する」だったが、緩和されなかった。自治体からの保険料補助を追加・明記



＜令和2年3月末改正＞介護保険制度にもとづくボランティアポイントは、**換金性**があっても運送の対価とはみなさない

【具体例⑤】

介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは、ボランティア活動を行った高齢者に対して市町村からポイントが給付される制度であるが、これは、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防にもつながるとの考え方にに基づき、送迎を行うドライバー自身の介護予防に資する取り組みに対して介護保険財源からポイントが付与されるものであり、これと同旨の制度において受け取るポイントを含め、直ちに運送の対価にはあたらない。

事例

市町村が全額負担し運行

- 車両は、F市が使用権限を有する車両（市の所有車又はリース車両）を使用。
- 運行時の責任はF市が負う。

ポイント

運転業務はNPO法人等に委託することも可能です。その場合は、運転者の人件費を含め必要な費用は委託費として、F市が全て負担します。運行時の責任はF市が全て負います。

※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業とみなされることもあります。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月





(4) -2 「自家輸送」の場合

- ・ **デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当**

- ・ **ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要**

(例2) 高齢者サロンやデイサービス等の送迎

利用者が施設利用料を支払って、高齢者サロンやデイサービス等の施設の利用をしている場合に、当該施設へ利用者を送迎するための輸送を提供し、送迎に係るコストは求めない場合

サロンやデイサービスなどの施設が、施設の利用を目的として利用者を送迎するための輸送を行っている場合、通常は送迎も含めてひとつのサービスとみなしますので、道路運送法の規制の対象にならず、許可・登録は不要です。

ただし、送迎サービスを利用する人としらない人で、施設利用料が違う場合は、送迎サービスが独立したサービスとみなされますので、許可・登録が必要になります。

利用料が同じなので OK	サロン利用料(送迎つき)2000円
	サロン利用料(送迎なし)2000円
利用料が違うので NG	サロン利用料(送迎つき)2500円
	サロン利用料(送迎なし)2000円



事例

病院での診療サービスを目的とした送迎

- 病院Mが通院患者を病院まで送迎
- 送迎を利用する者としらない者とで支払う金額は変わらない

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

(4)-4 利用者の所有車両で 送迎を行う場合

運転を任せただけなので、報酬が支払われても登録や許可は不要



その他利用者負担可能

＜仲介手数料＞

アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も該当＝国交省見解）

ただし運転者に還流しない仕組みにする

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」
2022年3月

Q5

利用者の車両を運転するだけでも登録が必要？

運転ボランティアが運転をしますが、車両は利用者の所有する車両を使っています。利用者から、一回の運転につき一定額の金銭を受け取る場合、道路運送法上の許可や登録を必要としますか？

A. 道路運送法の対象外なので、許可や登録は不要です。

自動車の提供とともに行われる輸送サービスではなく、単に利用者に代わって運転するのみであれば、道路運送法の対象とはなりません。※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業と見なされることもあります。

Q4

仲介者への手数料は？

利用者と運転ボランティアの間に、窓口となる仲介者（コーディネーター）を設置しました。仲介者は運送を行う主体ではありませんが、利用者は仲介手数料を支払います。この仲介手数料は「運送の対価」にあたりますか？

A. 仲介手数料は「運送の対価」にはあたりません。

ただし、手数料が運転ボランティアに渡り、実際の運行に要した燃料代・道路通行料・駐車場代を超えた金銭を収受することとなる場合には、「運送の対価」とみなされ、道路運送法の許可・登録が必要となります。

仲介手数料が運転者に渡らないよう分別管理する、利用規約等に運転者に仲介手数料を直接または間接に支払ってはならないことを規定する、収受する金銭の内訳を利用者に周知する等などの対策を講じることで、道路運送法に抵触しない形で、移動サービスを提供することができます。



(4)-3 子供の預かりや家事・身
辺援助の提供が中心となるサー
ビスを提供するものであって、運送
に対する固有の対価(ガソリン代)
の負担を求めない場合

国土交通省「高齢者の移動手段を確保
するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年 3月

(例3) 家事・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのサービスの一環として輸送
サービスを提供し、運送の対価を求めない場合



つまり、草とりや掃除などのサービス
と、車両を使うサービスが**すべて一
律の料金体系**となっていて、車を使
う場合も別料金の設定がない
(ガソリン代実費はもらえない)

家事や身辺援助が中心となるサービスにおいて、車両による送迎を行い、運送の対価を求めない
場合や、家事や身辺援助が中心となるサービスを実施するなかで、結果的に送迎のみのサービス
が提供されたとしても、あくまでサービス全体では家事や身辺援助が中心となるサービスが提供さ
れている場合は、許可・登録は不要です。たとえば、買い物の付き添いをした場合に、車に乗って
スーパーへ行っても歩いてスーパーに行っても料金体系が同じであれば、許可・登録は不要です。

国交省旅客課：乗車中も時間にカウントして
良いという判断を地方運輸局に連絡
2021.11.02

料金が同じなので OK	買い物支援(送迎つき)	30分 300円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円
料金が違うの でNG	買い物支援(送迎つき)	30分 350円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円

許可・登録を要しない運送で行うとき まとめ

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月改定版から作成

利用者から**団体**が収受できるもの

- 自発的な謝金や寄付
- ガソリン代実費・道路通行料・有料駐車場代
- 付添にかかわる人件費
 - ・運転行為は× 買物中の見守り○
 - ・2人体制の付添は○
- 生活支援と同じ料金体系による支援

※この場合ガソリン代実費の収受は×

- 利用調整に係る人件費
 - ・(保険に係る費用は×)

団体が**運転ボランティア**に供与できるもの

- 人件費（運転役務等に係る報酬を含む）
- ガソリン代実費
- 車両提供に係る費用（自動車保険料等）

自治体が**団体**や**ボランティア**に支援できること

- 補助金の拠出
- 介護予防ボランティアポイントの付与
- 車両の提供（リース料を含む）
- 維持費（自動車税、車検、駐車場代等）
- 自動車保険など各種保険料



国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」

2022年3月 改定の大きなポイント



許可登録不要**モデル A**（NPO や社会福祉法人、自治会が実施）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル B**（市町村が実施）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル C**（利用者負担あり、自治体からの補助金あり、運送主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル D**（利用者負担あり、自治体からの補助金なし、運用主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル E**（訪問型サービスB又はDとして実施する送迎、運送主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル F**（会費や施設利用料で運営、自治体からの補助金なし）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

総合事業等における補助金の対象経費

令和3年3月「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」報告書から(p76) 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（厚生労働省「老人保健健康増進等事業」）⑮～㉔の説明は次シート

	類型① 訪問Dケース1	類型②訪問Dケース2 通所や一般介護サロン	類型③通所B	類型④ 訪問B
	通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援⑮	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎⑲	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎⑳
直接経費	ボランティア奨励金	○ ^㉑	○ ^㉒	○
	ガソリン代等実費	×	○	○
	自動車保険の保険料 ^㉓	×	○	○
	活動用の保険の保険料 ^㉔	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○
間接経費	コーディネーター人件費	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○

㉑ 道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみのみ可 ㉒ 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。

ボランティア活動は支援したい。だが「従前どおり(みなし)」のサービスで総合事業の予算は手一杯。とても総合事業では補助できない

市町村 の声

総合事業の対象者は主として**要支援者や事業対象者**。1/2以上ルールがあるが、総合事業での補助は**ボランティアや地域の思いにフィットしない**

インセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)の活用・充当

● **保健福祉事業** <静岡県島田市>

- ・**新規事業** 令和3年度から ※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：保健福祉事業の対象者(**高齢者**(要介護認定者・総合事業対象者含む))
- ・**総事業費**：85万3千円(推進交付金)
- ・**事業内容**：住民主体の団体に対する運営費の補助、運転ボランティア養成研修の開催
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(6)生活支援体制の整備

● **地域支援事業**(生活支援体制整備事業) <奈良県御所市>

- ・**新規事業** 令和3年度から※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：**住民**
- ・**総事業費**：50万円(推進交付金10万円)
- ・**事業内容**：移動付添ボランティア人材育成講座の開催
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(6)生活支援体制の整備

● **保健福祉事業** <島根県松江市>

- ・**新規事業** 令和3年度から ※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：町内会や社協及びその組織内の団体で、**構成員が65歳以上**を含む3人以上であること
- ・**総事業費**：35万円(推進交付金)
- ・事業内容：保険料、消耗品費、利用調整人件費
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(2)包括・地域ケア会議 (5)介護予防/日常生活支援 (6)生活支援体制の整備

情報 【補助金の扱いについて】

近畿厚生局主催「市町村セミナー」の事後質問から 令和4年11月8日

【質問】

河崎氏の基調講演のスライド47ページの中で

- ・団体が運転ボランティアに供与できるもの = 人件費（運転役務報酬）
- ・自治体が団体やボランティアに支援できるもの = 補助金の拠出 とあるが、

自治体が団体やボランティアへ拠出した補助金が事実上、団体が運転ボランティアに供与する人件費に還流する可能性が想定されるが、問題ないか？

自治体が人件費ではない補助金（車両維持管理や付き添い費など）として拠出しても、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源になったりすることも考えられる。

また、2022年3月に「団体が運転ボランティアに人件費を供与できることになった」との説明があったが、国からの通知や何かで明文化されている資料などはあるか。

【回答】 近畿運輸局（旅客第1課:大石信太郎係長）

・自治体が人件費ではない**補助金**として拠出した金銭が、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源となった場合については、**運転者人件費と特定した補助金にはあたらないため、許可等は要しないものと扱われます。**（運転者への運転行為に用途を特定した補助金は不可と解しています。）

・自治体からの補助金の有無にかかわらず「**団体が運転ボランティアに人件費を供与することについては、従来から特段禁止されていたものではないが、**」
「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット（国交省）」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

が2022年3月に改正され、**可能である旨が明確化された。**

具体的には、本パンフレットp24に「運送主体であるNPO等は**運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。**」との記載がされた。

・なお、同p24では、1点目のお尋ねの回答に関連する改正（「運転者への報酬といった**運転する行為への人件費については補助できない**」との趣旨の明確化）も同時に行われたところなので、参考にお知らせします。以上となります。

※国会でも吉井章議員（京都選出）の質問に同様な回答を堀内自動車局長が行っている。令和4年10月27日
<https://www.youtube.com/watch?v=0neIUFuI24s>

- **なぜ`移動支援&なぜ`地域づくりなのか**
 - **【事例】町田市の協働 見取り図**
 - **法制度について（登録が必要な運送 登録が不要な運送）**
- **事故について 事故と保険**

事故は、起こらないようにすることが基本 (リスクマネジメントが重要)

①運転者講習の受講

運転免許を取得してウン十年。知らず知らずに身に付いた**自分の運転のクセ**を、互助活動が始める前に**知る**。修正する

②**互助活動による大きな事故**は もともと**少ない**→(タクシーと異なり)行先が限定されている：通いの場、スーパー、病院等の反復

③自分たちのルールで地域を限定

事例)新潟県燕市「地域の茶の間」送迎

※家族や友人を乗せて運転したことはある。互助活動なので、気持ちの持ち方は同じ

★利用者や、(同居・別居を問わず) 家族にも活動の主旨を理解して利用してもらうことが重要
利用申込書の事例

国土交通大臣認定 運転者講習

・福祉有償運送(登録制度)の**運転者**は、①二種免許保有者または ②上記 大臣認定講習受講が必要。**座学&実技**。「認定講習修了証」が授与される

安全運転講習

・大臣認定講習のうち、**互助活動に必要な部分をコンパクトに抜粋した講習**。座学&実技。「安全運転講習修了証」が授与される

団体名	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に関する主な活動				
サービス内容	運動	レク	送迎の有無と範囲	開設日時	利用者負担等
学校町みんなの茶の間	○	○	○ (町内)	水・金 10-15時	無料 第2水は食事会
ねっとわーくエプロン	○	○	○ (地区内)	月～金 10-15時	お茶代100円
ほっとくらぶ	○	○	○ (町内)	火・金 9-12時	下粟生津地区100円 その他200円
みんなの場所	○	○	○ (地区内)	火・木・金 10-15時	お茶代100円
吉田ふれ愛サロン「なかま」	○	○	○ (校区内)	木 10-13時	参加費100円

【利用登録(または入会)申込書】(事例)

この活動は、お互いさまの支え合いの地域をつくるために行われています。

事故は起きないように努力していますが、万がイチ事故が発生した際は、契約している保険の範囲内で補償します。合意いただける場合は、利用登録(または入会)してください。

貴会の活動趣旨に賛同したので、利用の登録(または入会)をします。事故の際の補償についても了解しました。 令和 年 月 日

お名前(ご本人)	お名前(ご家族)
電話番号(ご家族)	電話番号(ご家族)
生年月日	昭和 年 月 日
ご住所	
緊急時連絡先(お名前、電話番号、続柄)	

<個人情報の取扱いについて>

- ・ご記入いただいた個人情報は、支援活動を行う際に利用します。
- ・上記の目的以外で使用したり、あらかじめご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

〇〇の会

実施要綱・規約等も必要。
**利用申込書に活動趣旨
や事故のさいの補償につ
いて記載しておくこともリス
クマネジメントの1つ**

事故への備えと保険（自動車保険と活動保険）

- ・ 事故は、起きないようにするが、起きてしまったときは（通常の事故と同様に）保険会社に任せる

他人を乗せるとき特別な保険は必要ない

（全国移動ネットで国内損保会社は確認済.海外資本は調査中）

任意保険は掛けるのが常識！



自動車保険の仕組み

● **自賠責保険**（強制保険） **対人賠償保険のみ**

ケガ治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円／死亡保障 3000万円

● **任意保険 重要**

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

人身傷害保険
（搭乗者傷害保険）




総合補償と呼ばれる商品は、この3つの保険が組み合わさっていることが多い
※このほかに「車両保険」なども付けることができる

＜対人賠償＞（家族以外の）**第三者に傷害を与えた場合**、傷害の程度に応じて（自賠責とあわせ）保険金が支払われる

同乗している利用者 = 第三者

＜人身傷害＞責任割合にかかわらず、**運転者と同乗者の傷害に対して実際の損害額に応じた保険が支払われる**（cf.搭乗者傷害は一定額）

下記の場合は、「日常・レジャー用」から「業務用」に切り替えたほうがよい ※掛金は5,000円前後高くなる
・移動サービスを行う団体の所有車で、かつ年平均して1か月に15日以上を移動サービスに使う場合

補償の概要		基本の補償			
相手への賠償 	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	○	無制限	対物超過修理費用特約 不正アクセス・車両救済費用特約 心神喪失等による事
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	○	無制限 (免責金額なし)	
おケガの補償 	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。	○	1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円	自動車事故特約 入院・後遺障害時に傷害一時金(1万円)
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。	○	治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 10万円	
お車の補償 	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。	○	ご契約タイプ : 一般補償 車両保険金額 125万円 免責金額 事故1回目 5万円 事故2回目以降 10万円	新車特約 新車保険金額23 全損時諸費用倍額 車内手荷物等特約

①相手自動車との衝突・接触(相手自動車を確認できる場合)	②あて逃げ	③所有する別の自動車との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騷擾(じょう)等に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書き、いたずら、窓ガラス破壊	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他偶発的な事故(①~⑨および⑪~⑬を除く)	⑪歩行者・自転車・動物との衝突・接触
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

活動時だけ掛けて 事故を補償する保険

【補償内容と保険料について】

保険期間：1年

移動サービス専用自動車保険

(移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険)



移動支援ボランティア活動中に自動車事故が起きてしまったら…

困っている人を助けたいけど事故が起こったらどうしよう？

病院や買い物、役所の用事はどうしよう…

ドライバーの方の名義の自動車保険ではなく、こちらで用意できないかな？



深刻な社会問題

移動サービス専用自動車保険とは…

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動サービスを提供している間の事故について持ち込み車両の自動車保険に優先して保険金をお支払いする保険です。

この商品によってボランティアドライバーの自動車保険を使用する必要がなくなります！

【本保険のイメージ】

東京海上日動

移動サービス専用自動車保険



サービス登録

対象自動車

保険契約者

被保険者



【対象となる担保種目】



保険期間終了後、通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を追加徴収または返還します。

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし
対人賠償責任保険	○	○	○
対物賠償責任保険	○	○	○
自損事故傷害特約	○	○	○
対物超過修理費用補償特約	○	○	○
車両保険(一般条件) (保険金額300万円) ^{※1}	○ 免責金額(自己負担額)なし	○ 免責金額(自己負担額)3万円	×
概算保険料 (1台・稼働日1日あたり) ^{※2}	1,210円	1,150円	400円

※1 賠償額は保険金額(上記プランの場合300万円)のいずれか低い額を限度に保険金を支払います。
 ※2 実際の保険料は、お見積り時に保険会社にて算出致します。2年目以降の保険料は、前年度の保険金の支払い状況に応じて、割増引を適用します。
 (注) 上記で対象とならない補償および車両保険等保険金額が異なるケースでは、運転者が加入している車両の保険を使用することも可能です。
 移動サービスの提供における合理的な経路を善く選択して自動車を運行している間に生じた事故による損害(賠償)については保険金を支払いません。
 対人賠償において、自賠責保険等により支払われる金額がある場合は、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

保険料例

車両保険なしプラン、対象台数2台、稼働日100日の場合
 400円 × 2台 × 100日 = 年間保険料 **80,000円**

【個々の車両の責任期間】

移動サービスの運転を開始した時から、その運転を終了した時まで(合理的な経路・範囲に限り)、個々の移動サービスごとの自家用自動車の運転者、登録番号等、運行開始した日時および終了した日時等を毎月株式会社エーエージェント(保険代理店)に通知することが必要です。

お手続きの流れ

契約時

プランの選定、概算保険料の算出

・対象車両ごとに、想定される年間の稼働日数を算出し、年間の保険料を計算します。
 ・各車両の年間保険料の合計が、契約時の概算保険料となります。

保険期間中

通知

・車両ごとの輸送実績を毎月所定の期日までに通知します。
 ・運転者の追加や車両の追加があった場合には、毎月所定の期日までに通知します(事後通知可)。

保険期間終了時

保険料の精算

・通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を追加徴収または返還します。

上記は、移動サービス専用自動車保険(移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険)の概要をご紹介したものです。ご不明な点がある場合には、保険代理店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

取扱代理店: 株式会社エーエージェント
 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-29
 FORECAST市ヶ谷7階 本社営業部
 TEL:03-6280-7813 FAX:03-6280-7814

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社
 公務第一一部公務第一課
 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
 TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

●保険契約者：移動支援の実施団体（法人格は不問）

●対象となる自動車：
 ①登録ドライバーもしくは家族名義の車両

②社会福祉法人等から無償で借り受ける車両

●損保ジャパンの商品は、車両保険ありの場合、人身傷害を付加(2021年1月から)

※契約に含まれていない各種特約については、**持込車両の(本来の)自動車保険を併用することが必要になる場合もある**

地域の移動を支える保険

移動支援サービス事業用自動車保険特約(優先払型)

協力する側は？
困っている人を助けたいけど事故が起こったらどうしよう？
ボランティアドライバー

！これからは！
地域の移動を支える保険で

安心 便利

みんな安心!!

交通手段の解決策

移動支援サービス
提供者側は？
ドライバーの方の名義の自動車保険ではなく、こちらで用意できないかな？
市町村・社会福祉法人・NPOなどの運営主体

深刻な

保険会社から十分な聴き取りをしてシミュレーションしてください。車両保険付の場合、掛金が膨大になることも。車両保険なしプランの場合、本来の保険と併用せざるを得なかった結果 等級がダウンすることもある。専用保険をかけずに、自治会や団体等が、車両提供者の掛金up分を支援している事例もある

基本補償/特約		①基本プラン (車両/人傷あり)								②ライトプラン (車両/人傷なし)
対人賠償責任保険		保険金額：無制限								保険金額：無制限
対物賠償責任保険		保険金額：無制限 (自己負担額なし)								保険金額：無制限 (自己負担額なし)
対物全損時修理差額費用特約		○								○
人身傷害特約		保険金額：3,000万円								×
自損事故傷害特約		× ※人身傷害特約に包含して補償します。								○
車両保険	保険金額	50万円		100万円		200万円		300万円		×
	自己負担額	0万円	3万円	0万円	3万円	0万円	3万円	0万円	3万円	
保険料 (1台・稼働日1日あたり)		1,150円	1,100円	1,300円	1,250円	1,450円	1,400円	1,600円	1,550円	400円

(注) 上記以外の補償は自動車を所有する登録ドライバーが加入している自動車保険を使うこととなります。

保険の概要と保険料等については、裏面をご覧ください。

ボランティアと利用者に切れ目のない補償が行われるよう 保険をかける（乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い）

送迎サービス補償 (傷害保険)

(<https://www.fukushihoken.co.jp>) [ふくしの保険](#) [検索](#)

移送・送迎サービス中に
 ○交通事故などにより利用者がケガをした Aプラン
 ○特定した自動車に搭乗している利用者・運転者などがケガをした Bプラン
 などの事故を補償します



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(注) 本協会は、送迎などを行う送迎サービスの利用者（Aプラン）と送迎自動車の運転者（Bプラン）を補償対象（保障の補償を受ける方）として全国社会福祉協議会と提携して傷害保険会社と結ぶ契約を締結しています。
 (注) 保険金の請求方法は所定の手続き（この保険のお申し込み）以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

	ボランティア 自宅発	⇔	送迎車にボラン ティア乗車中	⇔	送迎車に利 用者乗車中	⇔	買い物やサ ロンに参加 中
自動車保険			●		●		
ボランティア活動保 険（無償ボラ）	●	●		●		●	●
ボランティア行事用 保険（Aプラン）				●		●	●
送迎サービス補償 （Aプラン）				●	●	●	●
送迎サービス補償 （Bプラン）			●		●		
福祉サービス総合補 償（有償ボラ）	●	●	※傷害保険のみ ●	●	※傷害保険 のみ●	●	●

補償金額(保険金額)・保険料(送迎料に20%適用済)
 Aプラン・Bプランとも2口までご加入いただけます。 (1口あたり)

保険金の種類	Aプラン(利用者特定方式) <small>(1名あたり1台の送迎専用送迎料専用セット)</small>	Bプラン(自動車特定方式) <small>(送迎専用送迎料専用送迎料専用セット)</small>
死亡保険金	345.2万円 ^(注1)	351.5万円 ^(注1)
傷後障害保険金	345.2万円(限度額) ^(注2)	351.5万円(限度額) ^(注2)
入院保険金日額	3,400円	4,000円
手術 保険金	入院中の手術	34,000円
	外来の手術	17,000円
通院保険金日額	2,200円	2,600円
保険料(1口あたり)	利用者1名 利用日数1日 20円 (1年間で1,000円)	(送迎専用車・自動車両用車とも) ^(注3) 1年間で2,000円 ^(注4) 法定乗車定員1名

※1 すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
 ※2 障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4〜100%。
 ※3 身体障害者福祉法に基づきます。
 ※4 事故ごとに記載されている法定乗車定員をいいます。

旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会が加入する保険

1. 福祉サービス総合補償(サポーターの活動中のケガ等を補償)

保険会社	全国社会福祉協議会(損害保険ジャパン)		
加入プラン	Cプラン		
補償の内容	活動中のケガ	保険金	通院 日額5,000円、入院 日額8,000円
	活動中の死亡		1,080万円
	対人・対物の賠償		5億円(期間中限度額)
保険料	活動従事者全員の年間延活動日数×43円(たすけ合いの会で負担⇒市が補助)		
その他	自動車による事故も対象。ただし、対人・対物事故の賠償責任については対象外。		

2. 送迎サービス補償(利用会員の付添支援の乗車中等のケガ等を補償)

保険会社	全国社会福祉協議会(損害保険ジャパン)		
加入プラン	Aプラン(利用者特定方式)		
補償の内容	乗車中・サービス実施者管理下のケガ	保険金	通院 日額 2,200円 入院 日額 3,400円
	上記の死亡		345.2万円
保険料	利用者1名×1日20円×利用日数(たすけ合いの会で負担⇒市が補助)		

3. 移動サービス専用自動車保険(プラザ車 (公用車) ・自家用車の事故を補償)

※サポーターの自家用車の任意保険を使わずに補償

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
対人賠償責任保険	無制限 免責金額なし (自己負担なし)	無制限 免責金額なし (自己負担なし)	無制限 免責金額なし (自己負担なし)
対物賠償責任保険			
自損事故傷害特約	●	●	●
対物超過修理費用 補償特約	●	●	●
車両保険 (保険金額300万円)	● 免責金額なし (自己負担なし)	● 免責金額 (自己負担額) 3万円	—
概算保険料(1台・稼働日 1日あたり)	1,210円	1,150円	400円
保険料	車両保険プランなし、対象台数3台、稼働日100日の場合 $400円 \times 3台 \times 100日 = 年間保険料 120,000円$ (たすけ合いの会で負担 ⇒ 市が補助)		

10万円以下の
修繕の場合は
会から負担
⇒ 市で補助

保険会社：東京海上日動火災保険

長野県須坂市高齢者福祉課 山岸和幸課長補佐発表資料から



地域で自分らしく暮らしたい！ ～ ダイヤランド暮らしの応援隊 活動報告 ～

2023/2/15 静岡県 令和4年度移動サービス事例報告会 資料

ダイヤランド暮らしの応援隊 代表 郷千恵子 / 社会福祉法人函南町社会福祉協議会

函南町の地域性を見てみよう



住民アンケートでも、
勉強会でも“移動”はいつも課題に…

平地でも、山間地でも
自家用車は
一人に一台が
当たり前！

人口が集中するエリア
(約30,000人) 約80%

① かなみおでかけサポート (町全域対象)



全体の人口
37,042人
高齢化率32.35%
(2022年12月末)

別荘地を含む
山間地エリア
(約3,000人)
約9%

函南町の公共交通機関

交通機関	事業者・路線
鉄道	JR（函南駅）伊豆箱根鉄道（仁田駅）
路線バス	伊豆箱根バス（函南駅～畑毛温泉、大場駅～函南駅）
自主運行バス	ダイヤランド南箱根巡回バス
タクシー	函南タクシー、風、伊豆箱根鉄道
自主運行タクシー	丹那区自主運行タクシー
福祉有償運送	NPO法人シーディーシー
その他送迎バス	函南中学校 伊豆函南病院及び伊豆平和病院 湯～トピアかなみ

移動のしくみを活用できない、多様な要因を抱えた人がいる



認知症の方



情報に触れていない



足腰が不安



主たる介護者のため
時間に余裕がない



移動経費の負担感

おでかけを諦めがちの方… 外出へのハードルが上がる経験をされていることも多い

予定を忘れて
相手を怒らせた

知らなかった
ことで孤立した

他の人より
動きが遅い

被介護者を残して
外出するのは心配

必要最低限の
外出でガマン

おでかけとネガティブな経験が結び付く… おでかけする気力の低下にもつながる

移動の仕組みはあれど…

例えば「予定を忘れる」

「支度ができない」

その方は閉じこもっていいの？



何故移動支援に取り組むの？

→ 一人ひとりの
地域での自立した
暮らしを継続するため



函南町で、自分らしく暮らすための「移動」

■生活支援体制整備事業 (SC事業) による仕掛けから生まれた取組み

① **かなみおでかけサポート** (訪問D、通所B)
居場所に参加することで、自立した暮らしを継続しよう

② **ダイヤランド暮らしの応援隊** (訪問B)
生活支援と一体的に、暮らしの足を確保していこう

今日の
主役♡

■住民自身の課題意識による自治会をベースにした取組み

③ **パサディナ区による福祉自動車「パサディナ号」の運行**
自治会の事業として、区内住民運営の移動支援

④ **行政による移動支援「くわ里号」・「ぬたタク」**
SC事業の住民勉強会がもとに：デマンドタクシー試験運行の実施

協議体（名称:地域の支えあい協議会）

これまでの検討テーマ

- ①地域の見守り支援体制
- ②移動支援
- ③人財活用(2019～)
- ④住民・専門職の意識変容(2021～)
- ⑤複合課題を抱える世帯への支援(2021～)

テーマごと、参加メンバーは入替制（下線は常に参加）

住民（ボランティア活動者、民生委員、当事者）

配食サービス事業者、コンビニエンスストア、ガス事業者、新聞配達事業者、
障害福祉サービス事業者、警察、消防、郵便局、社会福祉法人（特養）、
宅建協会、ハローワーク、シルバー人材センター、ジョブステーション

行政（福祉課、企画財政課:コミュニティ担当、総務課:公共交通担当）

地域包括支援センター、社会福祉協議会、SC 等々

困りごとの当事者も
参加します。

(住民)
傍観しない！
そこが肝！

玄関前が階段…
買物に行った後
重くて持って
帰れない。



介護認定が
非該当になって
ヘルパーが
使えない。



近所の人が
タクシーで買い物
に行ってる。
言ってくれれば
乗せていくのに。

身体的効果
(身体活動の増加)



+

認知的効果
(情報交換・学習)

+



心理的效果
(安心・やる気)



「社会参加」は「運動」や「栄養」と同じく、健康長寿に効果があります

函南町は、介護予防と支え合いの拠点となる、住民が運営する「居場所」を増やし、**社会参加**を促進することに力を入れています。

函南町で、自分らしく暮らすための「移動」

■生活支援体制整備事業（SC事業）による仕掛けから生まれた取組み

- ① **かなみおでかけサポート**（訪問D、通所B）
居場所に参加することで、自立した暮らしを継続しよう
- ② **ダイヤランド暮らしの応援隊**（訪問B）
生活支援と一体的に、暮らしの足を確保していこう

最初の
移動支援は
ここから

■住民自身の課題意識による自治会をベースにした取組み

- ③ **パサディナ区による福祉自動車「パサディナ号」の運行**
自治会の事業として、区内住民運営の移動支援
- ④ **行政による移動支援「くわ里号」・「ぬたタク」**
SC事業の住民勉強会がもとに：デマンドタクシー試験運行の実施

かなみおでかけサポートのしくみ (月～金運行/1台で運行中：2023年1月時点)

活動概要

高齢者等の居場所への参加を移動の面でサポートすることで、地域での自立した暮らしの継続を目的とした住民による会員制・有償の支えあい活動

ボランティアの役割

運転ボラ：車両の運転担当
同乗ボラ：

バックの際の安全確認
利用会員の対応等
(踏み台設置・荷物持ち等)

【共通】居場所での参加支援
→謝礼200円/回は↑に対するもの

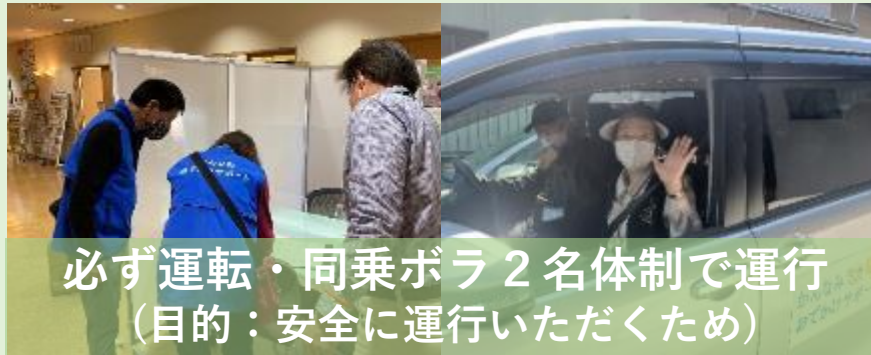
社協の役割

会員登録、運行調整 (送迎時間調整、ボラ活動シフト作成等)
ボラ養成、フォローアップ研修
ボラ連絡会の開催等

運営費

町総合事業による補助金
共同募金配分金
県社協助成金等を活用

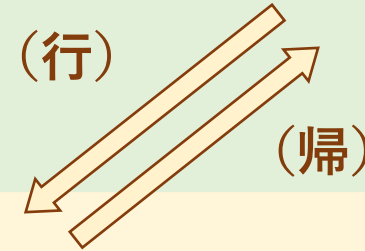
①社協職員との情報共有・点検や消毒後の出発 使用する車両:社協車両



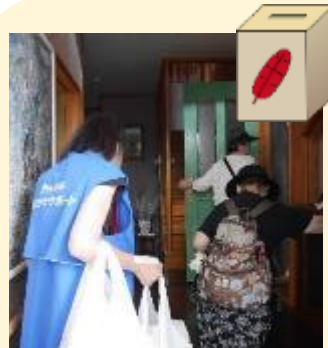
必ず運転・同乗ボラ 2 名体制で運行
(目的：安全に運行いただくため)

* 町総合事業補助対象 (自宅⇄居場所)

②利用会員の乗車場所をまわる 移動に対する料金は無料



③居場所に参加!



各曜日ごと利用会員を居場所 (2ヶ所) へ送迎
居場所では、体操をしたりお茶をのんだり…
自分のしたいことを**選択**する



選択肢のひとつ 買い物に行こう!

毎日の食料雑貨の買い物にお困りの方向けに運行調整

希望者は居場所からスーパーへ
お買い物後は、再度居場所へ戻り合流



SC事業関連の ボランティア



SC事業で養成されたボランティア

介護予防ボランティア（体操トレーナー）平成28年度～
地域の居場所に出向いて体操を一緒に行う

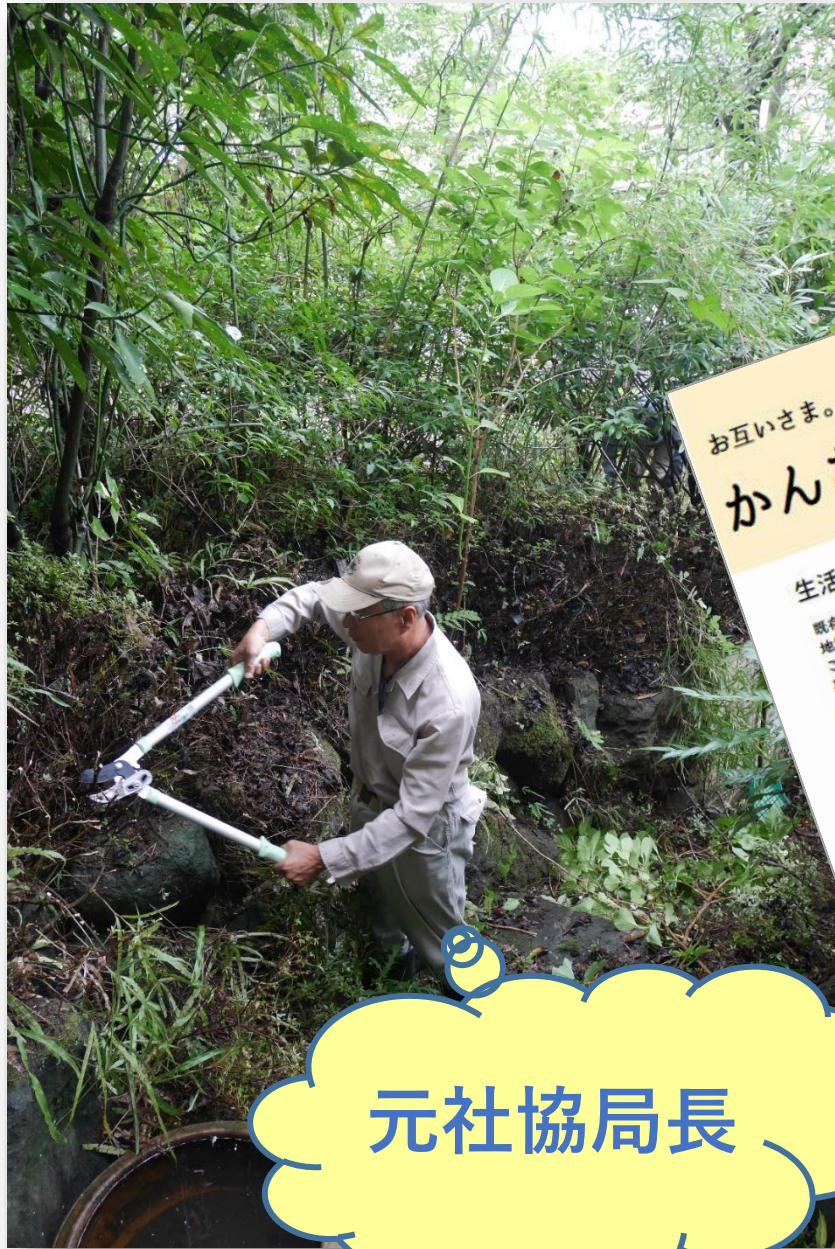
生活支援ボランティア（暮らしの困りごと対応）
平成30年7月～

名称：かなみ暮らしの応援隊
住民参加型在宅福祉サービスとして活動

運転ボランティア（居場所送迎）平成30年10月～
名称：かなみおでかけサポート
総合事業関連事業として誕生

いろいろな人が活動中です。

ちなみにどちらもダイヤモンド



元社協局長

お互いさま。そんな気持ちで、支えあう。

かなみ暮らしの応援隊

生活支援ボランティアによる有償の支えあい活動

既存の公的制度だけでは対応がむずかしい日常的な困りごとについて、地域住民がボランティアとして、暮らしをサポートする会員制のしくみです。ご高齢の方や障がいのある方などを対象とし、暮らしの中で起こる“ちょっとした困りごと”のお手伝いを通じて地域の支えあいを推進するために生まれました。



社会福祉法人函南町社会福祉協議会



元民生委員

生活支援ボランティア（暮らしの困りごと）

- ・ 名 称 かななみ暮らしの応援隊
- ・ 活動内容 住民参加による在宅福祉サービス（草取り等）
- ・ 利用料 1時間300円（10分単位利用可）
- ・ 活動費 活動報告書添付のチケット代を年に1回清算
- ・ 対象地域 **函南町全域**

驚き

ダイヤモンドまで他の地域の方が
ボランティアするために
わざわざ来てくださってるの？



ダイヤモンド暮らしの応援隊

ことの起こりは2019年度…

民生委員としての気付き

「ちょっとした暮らしの困りごと」に触れる日々
ゴミ出しに困っている
庭の草取りも一人では大変になってきたなど

×

住民として体感している 地域性

山間地に別荘地として開発された地域



生活支援コーディネーターへの相談につながる



発起人

現役の民生委員児童委員

郷 千恵子さん

ダイヤランド暮らしの応援隊 は 生活支援コーディネーター設置事業と二人三脚。

【2019年 8月】 区長や民生委員の方を対象としたWS開催

郷民生委員が参加

「地域の支えあい勉強会で、仲間づくりをはじめましょう」

* 別荘地ならではの住民組織「区民の会」・「サービスセンター」との
連携協働を意識して始める

【郷民生委員 発案 & 関係者との交渉 & 実行！】

区内の住民向けアンケートを実施

【2019年 11月】 生活支援ボランティア 養成講座

郷民生委員がまずは参加し、取組みをまなぶ

必要な事ならば
必ず賛同して
助けてくださる方が
現れる！





【2020年 1月】初めての地域の支えあい勉強会

区民向けアンケートの結果

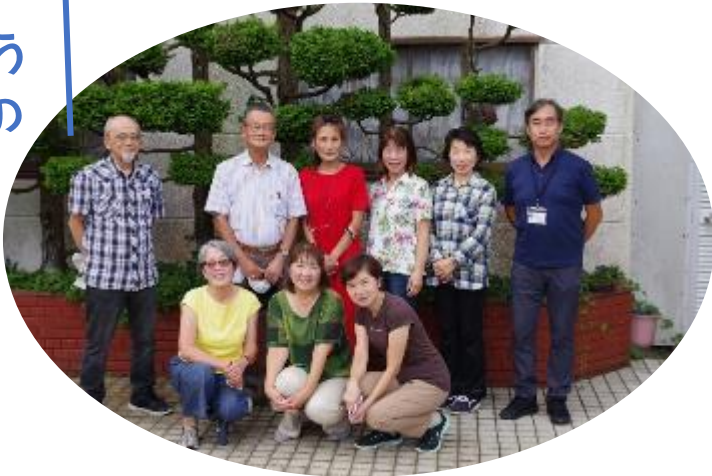
「協力したい」という気持ちのある方が集合

<最初から一貫して話し続けていること>

どのようなことなら、ムリなく始められるか？
ダイヤモンドでは何が必要とされているか？



まずは
動いてみよう
じゃないの



【2020年 4月】

「かなみ暮らしの応援隊」の

(対象範囲：町全体)

協力会員としてまずは活動スタート

【2020年 7月】ダイヤランド向け 生活支援ボランティア養成講座

まなびと並行して
勉強会による検討、そして実践。



気付き

実践から見えてきたこと

通院や買い物のアシに
関する要望が多いのに、
どうしたらいいのかな…



<最初から一貫して話し続けていること>

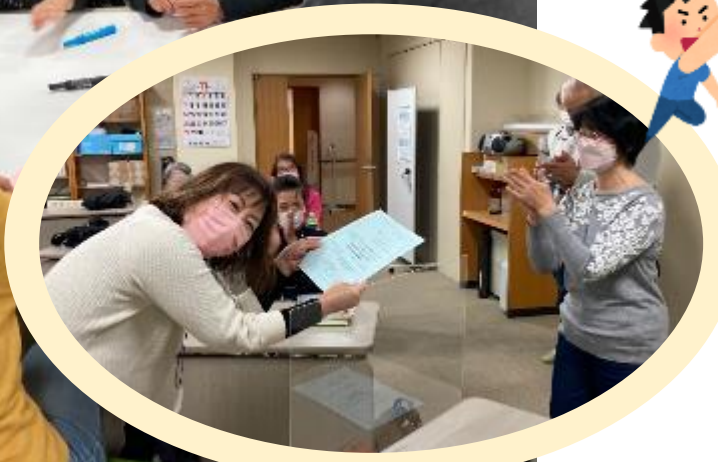
どのようなことなら、ムリなく始められるか？

ダイヤモンドでは何が必要とされているか？



【2021年 11月】 運転ボランティア養成講座の受講

移動支援はリスクもあってハードルも高いし…とりあえず知識を得てみようというノリで参加から火が付いた！



2022年 4月予定の
団体自主運営化に併せて
移動支援にも
取り組めばいいじゃない！

2022年 4月スタート！に向けた準備…

- 規約・要綱作成…チェックは全国移動ネットさんにもご協力いただく
- チラシ・チケット作成…地元在住のプロが趣旨に賛同してくださり無償でデザインを担当
- 資金の準備…さわやか福祉財団に助成金を申請
- 受付用電話回線の用意…個人でモバイル契約し専用回線とした
- 銀行口座の開設…活動の収支は専用口座で管理
- 車用のマグネットステッカー、ユニフォーム（ジャンパー・ベスト）を作成

2022年 4月スタート！に協力者もたくさん

ポイント

多機関、関係者との協働を大事に



- 全国移動ネット：川崎先生（折々で助言やご指導をいただいている）
- 地元在住のプロの方：無償でデザインを担当
- ダイヤモンドサービスセンター（管理会社）：会議室の無料使用許可
- ダイヤモンド区民の会：コピー代の負担、賛助金
- サービスセンターの生活支援室や民生委員：利用会員の紹介

強力な
エンジン

協力会員の熱意と有能な事務局陣の運営力



2022年 4月スタート!

総合事業も活用→訪問B

やる気としくみがかみ合ってきた



支援内容

- ① 日常的な家周りの手入れ(草取り)のお手伝い
- ② 話し相手・散歩の付き添い・ゴミ出しのお手伝い
- ③ 医療機関・薬局などにおける薬の受け取りのお手伝い
- ④ 生活必需品の買い物のお手伝い
- ⑤ 洗濯・日干し(取り込み・整理)のお手伝い
- ⑥ 軽微な修繕(電球交換等)のお手伝い
- ⑦ 寝具交換・布団干し・掃除のお手伝い
- ⑧ 調理のお手伝い
- ⑨ 買い物や通院等に同行する移動支援(協力会員の車に利用会員が同乗)
- ⑩ その他 応相談

右記の主な事例でも、利用会員の体調・天候等によりお引き受けできない場合があります。

* 利用可能な公的サービスの活用を優先していただきます。

* 金融機関における入出金の代行には対応できません。(付き添いは可)

* 大がかりな庭の手入れ、大掃除・高級品洗濯等の通常専門業者が行うサービスには対応できません。

* 対面支援を原則とするため、留守宅での作業やペットの散歩等には対応できません。

【移動支援利用の場合】

* 運転できない状況(免許証返納・車がない等)にあり、乗降は原則としてご自身で可能な方を対象とします。

* 移動範囲は町内及び片道30分程の隣接する地域の施設や医療機関を基本とします。

ダイヤモンド暮らしの応援隊

「ちょっとした困り事」解決をお手伝い!!

1 買い物のお手伝い
2 話し相手・散歩の付き添い
3 洗濯・日干しのお手伝い
4 生活必需品の買い物の手伝い
5 大がかりな庭の手入れ
6 大掃除・高級品洗濯等の通常専門業者が行うサービス
7 軽微な修繕(電球交換等)のお手伝い

ご利用の流れ

サービス名	料金
1 買い物のお手伝い	10分 100円
2 話し相手・散歩の付き添い	10分 100円
3 洗濯・日干しのお手伝い	10分 100円
4 生活必需品の買い物の手伝い	10分 100円
5 大がかりな庭の手入れ	10分 100円
6 大掃除・高級品洗濯等の通常専門業者が行うサービス	10分 100円
7 軽微な修繕(電球交換等)のお手伝い	10分 100円

ダイヤ暮らしの応援隊

2022年 4月スタート！ 心配していた事故リスクについて…

- 車にステッカーを貼り、周囲に対する注意喚起
- 協力会員には、事故の際に自身の責任で任意保険を使用することを確認
- 利用会員には協力会員が加入している任意保険の補償範囲内での対応となることに同意いただく

乗る人、乗せる人がルールを
了承してから登録しています



コーディネーターとして感じたこと。

やって違えば、
やめてもいいか…

- ・ やりたい気持ち × 具体的な動きの結びつき

「鉄は熱いうちに打て」

結果は問わず“相談したのに、何も動きがない”状態にはしない。

- ・ 熱い気持ちを支えてくれる仲間が必要

知恵や、手間など、支える方法はそれぞれ。

それが、家族としての理解と背中を押してくれる一言、ということも。

もともと仲間がいなくても、SCと一緒に考え、活動することで他の人とのつながりが生まれる。

- ・ 一緒に活動することで信頼が得られる。まずはそこから。



ボランティアの
皆さんにとっても
社会参加のひとつ。
だから
楽しむことも大事！



地域で自分らしく暮らすには？

～これからの暮らし方は、自分で考えていこう～

個人への支援の必要性

福祉有償運送

ダイヤランド暮らしの応援隊

パサディナ号

移動すること、が
目的ではなく
移動して何をしたいのか
自分で考える

一つの方法で暮らしを
支えるのではなく
移動もいろいろな方法を
組み合わせる視点

地域に・個人に適した
移動はなにか

かなみおでかけサポート

デマンドタクシー
くわ里号・ぬたタク

電車

タクシー

路線バス

みんなで守り育てる



これからも
ダイヤモンド
暮らしの応援隊を
よろしく！

無理を
しない！

ダイヤモンド
暮らしの応援隊

ご清聴ありがとうございました